

平成 2 2 年 8 月

第 1 1 回
災害土砂処理委託調査
特別委員会会議録

8 月 5 日（木）

防 府 市 議 会

平成22年第11回 災害土砂処理委託調査特別委員会会議録

○日 時 平成22年8月5日（木） 午前10時5分

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

（1）災害土砂処理委託調査について

- ① 一般廃棄物にした理由・経緯
- ② 県と市の協議の内容
- ③ 契約に至る経緯
- ④ 国庫補助金について
- ⑤ 一般廃棄物処理業の許可を得た経緯

○出席委員（15名）

災害土砂処理委託調査特別委員長	伊 藤 央
災害土砂処理委託調査特別副委員長	大 田 雄二郎
災害土砂処理委託調査特別委員	青 木 明 夫
〃	安 藤 二 郎
〃	河 杉 憲 二
〃	木 村 一 彦
〃	重 川 恭 年
〃	田 中 健 次
〃	田 中 敏 靖
〃	土 井 章
〃	松 村 学
〃	三 原 昭 治
〃	山 田 耕 治
〃	山 根 祐 二
〃	山 本 久 江

○欠席委員（0名）

○委員外議員（２名）

原 田 洋 介
行 重 延 昭

○地方自治法第１００条１項の規定により出頭及び証言を求めた者

前副市長	嘉 村 悦 男
生活環境部次長	吉 村 和 幸
クリーンセンター所次長	今 田 芳 隆

○出席書記

森 重 豊

午前１０時０５分 開会

○伊藤委員長 ただいまより災害土砂処理委託調査特別委員会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。

御着席ください。

本日の欠席委員の届出はございません。

本日の委員会は公開といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは、公開とさせていただきます。

議事に入る前にお諮りをいたします。カメラ等での撮影、録音については、証人の方が入られる前までとしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは、そのようにいたしますので、報道も含めた傍聴の方々の御協力よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました災害土砂処理委託についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、嘉村前副市長、吉村生活環境部次長及び今田クリーンセンター所次長の３名より証言を求めることにいたします。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○松村委員 古谷前生活環境部長じゃないですか。

○伊藤委員長 違います。（発言する者あり）すみません、レジュメが違っております。再度申し上げます。

嘉村前副市長、吉村生活環境部次長及び今田クリーンセンター所次長の3名でございます。

なお、委員各位に申し上げます。本日は、限られた時間の中で災害土砂処理委託に関する重要な問題について、証人の方々に証言を求めるものでございますので、不規則発言等、議事の進行を妨げることをないよう、御協力をお願い申し上げます。

これよりカメラ等による撮影、録音は禁止させていただきます。

最初に嘉村前副市長に入室していただきます。

〔嘉村前副市長 入室〕

○伊藤委員長 嘉村前副市長におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会の調査のために御協力をよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕える者の刑事上の訴追または処罰を招く恐れのある事項に関するとき、またはこれらの者の恥辱に帰すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、薬種商、産婆、弁護士、弁理人、弁護人、公証人、宗教または禱祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。

それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときには、6カ月以上の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても、次の場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人と

これらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕える者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、３カ月以上５年以下の禁錮に処せられることになっております。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと存じます。

失礼しました。先ほど証人が証言を拒むことについて条件を申しましたが、正当な理由がなく証言を拒んだ場合、「６カ月以上」と申しましたが、「６カ月以下」の禁錮または１０万円の以下の罰金の誤りでございます。申しわけございません、訂正させていただきます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴の方も含めまして、全員御起立をお願いいたします。

それでは、宣誓書の朗読を――すみません、一たん御着席ください。

暫時休憩いたします。

午前１０時１１分 休憩

午後１０時１３分 開議

○伊藤委員長 御起立を願います。

それでは、宣誓書の朗読を願います。

○嘉村前副市長 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成２２年８月５日、嘉村悦男。

以上であります。

○伊藤委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印を願います。

それでは、御着席願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を越えないこと、また御発言の際にはその都度委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。

なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構でございますが、お答えの際は御起立をいただいて発言をお願いいたします。

委員各位に申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の指名後、マイクを持ってお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

これより嘉村証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねして、次に、各委員から発言を願うことにいたします。

まず、あなたは嘉村悦男君ですか。嘉村君、どうぞ。

○嘉村前副市長 はい。私は嘉村悦男でございます。

○伊藤委員長 職業をお述べください。

○嘉村前副市長 職業は家業の酒類小売販売業であります。

○伊藤委員長 これよりの進行については、付託事件ごとに各委員からの共通事項について、私より尋問させていただきます。その後、各委員より尋問をお願いいたします。

まずお尋ねいたします。クリーンセンター西側築港県有地の2カ所の石灰散布、これは二度にわたって行われておりますが、どのようにしてまかれたのか、お答えください。

○嘉村前副市長 石灰散布については、二度とは承知しておりません。悪臭がするので、その悪臭のする山について石灰散布をしたいというふうに聞いております。それはよからうというふうに申し上げた次第であります。

○伊藤委員長 まいた石灰の量はどのぐらいでしょうか、また、その石灰はどこから調達されたのでしょうか。

○嘉村前副市長 具体的にどこから納品されて、どのようにしてまいたかということについては、私の段階では承知いたしておりません。

○伊藤委員長 このたびの災害土砂の処理につきまして、被災された他市へ対応について問い合わせをされましたでしょうか。もし、されてないのであれば、されなかった理由をお答えください。

○嘉村前副市長 災害土砂につきましては、積算するために山口市にはどのようにして処理をしたかというふうに尋ねたと、後になって聞いております。

○伊藤委員長 最終処分場の覆土にするための土砂、これは分別の必要があったのかどうか、また、その土砂はどの程度流木などがまじっていたのか、混入率がわかればお答えください。

○嘉村前副市長 覆土の土砂については、クリーンセンターは従来から40ミリ以上のごみが入らないという基準を設けて覆土を購入していたようであります。したがって、今回も40ミリという基準でいこうと、皆さんと相談してその基準を用いました。

以上です。

○伊藤委員長 混入率というのはわかりませんか。

○嘉村前副市長 混入率については協議したことはありません。

○伊藤委員長 2月5日、2月15日に行われました非正規であります指名審にかわるも

の、この時点で自走式スクリーンを業者が使うということが念頭にあったのでしょうか。

○嘉村前副市長 2月5日の時点については、自走式スクリーンは念頭にございません。
あわせて15日のときにも自走式スクリーンについては念頭にございません。

○伊藤委員長 自走式スクリーンについて、2月24日の起案文書に現在申請中であるという記述がございます。この申請中であるということは、何を根拠にしたものか、この情報はどこから得たものであるのか、それから業者からお聞きしたのであれば、どこからお聞きしたのであれば、県のほうに確認をされたのかについてお答えください。

○嘉村前副市長 たしか、ちょっと記憶も定かではありませんが、2月5日のいわゆる入札審のメンバーとの会議の後で、あらの方針を決めまして、その結果に基づいて県とのやりとりをして、そして15日に、要するにじゃあ業者と交渉に入ろうではないかということ
をゴーサインを出したように記憶しております。

それで、まだありましたかね。

○伊藤委員長 要は自走式スクリーンについて起案文書が上がっておりまして、申請中であるということだったんですが、これは何を根拠にしたものか。

○嘉村前副市長 それは、いわゆるできるか、できないかの交渉に入った段階で、担当者が自走式スクリーン、私はそのときには余り認識はなかったんですが、少し大きな機械でできるというふうに報告を聞いております。15日以降であります。

○伊藤委員長 今の2月24日の起案文書で、恐らく初めてその自走式スクリーンが出てくるんですが、この時点で起案文書には申請中であるというふうにございます。この申請中であるかどうかというのは確認はとられたのでしょうか、許可の申請です。

○嘉村前副市長 私の段階では確認をとっておりません。

○伊藤委員長 その担当者が申請中であるという事実を知った、どこからこの情報を得られたかというのはわかりますか。

○嘉村前副市長 2月15日にゴーサイン、要するに入りまして、その交渉の中で、自走式という記憶はないんですけれども、大きな機械ができるやに言っているといったことを、いわゆる担当から記憶があります。

○伊藤委員長 その言っているというのは、受託業者ということでよろしいですか、交渉という相手も。

○嘉村前副市長 はい、そのとおりでございます。

○伊藤委員長 受託業者との調整の中で、金額について、契約金額についての交渉はございましたか。

○嘉村前副市長 予算額が、土砂処理が4億8,000万円、御承認いただいたのが4億

8,000万円、うちこれにかかわる経費が約3億8,000万円ぐらいであったというふうに記憶しております。しかしながら、余りにも高いという気持ちがありましたので、査定は査定、そして安くできるものは安くできるように交渉してくれというふうに部下に申し上げました。

○伊藤委員長 では、その交渉に当たった部下の方と業者との間で、交渉の中で金額についての交渉もあったということによろしいでしょうか。

○嘉村前副市長 金額を詰めるというよりも、いわゆる手法、こういう機械を使ったら、あるいはこの機械では作業能率が幾らになるとかいう、いわゆる手法についての主に詰めであったというふうに記憶いたしております。しかし、私のほうはなるべく安くなるようにと担当者には言いましたが、担当はその作業効率とかそういったことについての交渉を行ったというやに聞いております。

○伊藤委員長 業者から出された見積もりの積算根拠、内訳がわかる書類というのが存在するでしょうか、すれば提出をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○嘉村前副市長 積算、いわゆる市が積算したものについても、その積算方法については私はよくわかりませんので、大丈夫かといったものであります。したがって、契約後出されたものについてのいわゆる見積書といったものは記憶はありますが、積算内訳等々については、私は今のところ記憶ございません。

○伊藤委員長 契約内容ですが、工期が平成22年の11月1日となっております。この根拠は何でしょうか。

○嘉村前副市長 これは、たしか12月の中ごろ庁内協議をしたわけでありましたが、4つのいわゆる集積場で、要するにスケルトンで分別すると約1日幾らできるというふうに説明があったように記憶しております。それらのいわゆる作業効率を積み上げた結果、11月1日まではかかるというふうに報告を受けたことを記憶しております。

○伊藤委員長 確認いたしますが、この11月1日までかかるという計算というか、想定されたのが10月の中ごろだったということによろしいですか。

○嘉村前副市長 12月に方針決定をしましたけれども、その時点ではまだ、方針決定は査定に向けた方針決定であります。したがって、まだ工事の発注とか具体的なものまでいっていませんので、工期については、そのときの表現は何か月というような表現であったやに記憶しております。したがって、11月1日につきましては、いわゆる契約をする段階で、11月1日まではかかるよというふうに部下から報告を聞きました。

○伊藤委員長 もう一度お尋ねいたしますが、およそ何カ月かかると、スタートによって工期が変わってきますが、およそ何カ月かかるというあらかじめの計算をされたのはいつの

時点ですか。

○嘉村前副市長 12月に市長の決裁、伺をとっておりますけれども、そのときにバックフォー、スケルトンでやってもかなりかかるという協議はなされましたけれども、そのとき何カ月であったかというのはちょっと今記憶が定かではありません。

○伊藤委員長 じゃあ、この11月1日という工期は何を使って、今スケルトンという言葉がありました、スケルトンで11月1日ということでよいのでしょうか。

○嘉村前副市長 契約書のときに回ってきまして、いわゆる業者との詰めもこれで大丈夫だというふうに聞いておりまして、具体的な作業効率、内容等々については詳細については存じておりません。

○伊藤委員長 受託相手として廃掃法の基準がございますが、これをクリアしようというお考えがなかったのはなぜでしょうか。

○嘉村前副市長 ちょっと今の、受託……。

○伊藤委員長 受託業者、受託先の基準というのが廃掃法によって決められておりますが、これをクリアしようという考えはあったのですか、なかったのであればなぜですかということ。

○嘉村前副市長 廃掃法の基準といったものについては私よく存じておりませんが、いわゆるこの前も申し上げましたように、機械設備、それから人的なもの、そして資金、その3つがそろえばできるのではないかと、そのように思っておりました。

○伊藤委員長 昨年8月19日、環境省から繰越はだめですよという指導を受けたことについて、庁内インフォメが存在しませんが、この理由は何でしょうか。

○嘉村前副市長 まだ8月、9月、10月あたりは、いわゆる災害復興本部会議とか、あるいは担当者会議とか、いろいろなところで頻繁に行われておりました。したがって、いわゆる打ち合わせ等が頻繁にあった中で、そういった環境省の担当者が来られたときに、年度内完工であったか、ちょっと記憶が定かではありませんが、だめだということを、いわゆる市の担当者、環境省に会った担当者からの報告があったように記憶いたしております。それは、いろんな会議で、復興会議であったりもしますけれども、その中でたびたび出た記憶はございます。

○伊藤委員長 会議が再々開かれていて、その際にそういった話題も出ていたので、わざわざ庁内インフォメを回さなかったと、こういうことでよろしいですか。

○嘉村前副市長 もう災害後は毎日のように打ち合わせ等々を重ねております。したがって、いわゆる環境省の補助についても、いわゆる国交省、農水省の補助に乗らないということがわかったので、早急に何か補助がないかという会議等を頻繁にやりました。したが

って、その頻繁にやった会議の議事録については、それぞれ議事録があるわけでもありませんし、何度も繰り返し、巻き返しやったその中で聞いた記憶があります。したがって、この打ち合わせ、この会議でいちいちの議事録というのはその当時は調製していなかったというふうに思います。

○伊藤委員長 もう一度確認をさせていただきますが、庁内インフォメがないと、要はこういうことでありましたよということを文書で回さなかったのは、その会議の中でそういった話題も出ていたからと、こういうことでよろしいでしょうか。

○嘉村前副市長 打ち合わせの、その話題になったときにはそういうことが必ず出たように記憶しております。したがって、書面でもって前の打ち合わせがどうであったというものについては調製いたしておりません。

○伊藤委員長 8月19日のこの指導でございますが、これを受けとめ、どのように作業を進められたのでしょうか。

○嘉村前副市長 まずは、いわゆる災害復興の補助対象になる可能性があるということを知り、担当者に御苦労であったというふうに声をかけたと思います。しかしながら、まだその時点では、まだ土木も産業建設部もどこの部も再興復興に向けて、いわゆる土砂に限れば、まだ土砂の搬入をどんどんしているような状況でありまして、そのいわゆる積算方法、具体的な方法までに、協議に至らなかったというのが8月中の状況であります。

○伊藤委員長 お聞きしているのは、要は繰越がだめだよと言われたことで、繰越しないようにしたのか、したんであればどのような形で、急いで作業を進められたのかということでございます。いかがでしょう。

○嘉村前副市長 まだ8月時点では、要するに補助がつくということで、いわゆる単独市費だけの持ち出しで終わらなくて済むねといった感想でありました。

○伊藤委員長 指令前着工ができること、これは御存じでしたか。

○嘉村前副市長 指令前着工は斎場で、火葬場の災害復旧については、これは環境省まで通しまして、先にやらせていただきたいということをやったわけございまして、そういうことはできるということは承知の上であります。

○伊藤委員長 9月3日、最初に県に問い合わせをしたわけでございますが、このきっかけは何でしょうか。県に問い合わせようと判断されたきっかけは何でしょうか。

○嘉村前副市長 9月3日については、ちょっと私のほうでは記憶ございません。

○伊藤委員長 築港の土砂の処理方法でございますが、これが途中で変更されております。要は現地で処理して、最終処分場に運ぶという形から、まずは運搬、最終処分場まで運搬して、最終処分場において処理をするという形に変わったわけですが、これが変更された

のはいつでしょうか。また、どのような理由で変更されたのでしょうか。

○嘉村前副市長 私 は 3 月 の 2 5 日 の 時 点 で も 築 港 で 現 場 処 理 し て 持 っ て い く と い う ふ う に 理 解 を し て お り ま し た が 、 議 会 が 終 わ っ て 、 実 は そ の 築 港 に 見 に 行 っ た ら 、 そ こ で 処 理 を し な い と 、 終 わ っ て い つ か は 忘 れ ま し た が 、 で 、 慌 て て 聞 き ま し た ら 、 い や あ れ は 先 に 運 ん で や る こ と に し た と い う の を 後 か ら 聞 い た 次 第 で あ り ま す 。 し た が い ま し て 、 担 当 者 と 業 者 の 話 の 中 で 、 我 々 が 決 め た 方 針 よ り も よ り 合 理 的 な 基 準 を 選 ん で や っ た ん で は な い か な と い う ふ う に 思 っ て お り ま す 。

○伊藤委員長 その合理的になるという理由については説明を受けておられますか、担当者から。

○嘉村前副市長 私の確認したのは、築港で現場処理じゃなかったんかいのうということ を 言 い ま し た け れ ど も 、 い や あ れ は 現 場 に 持 っ て い く こ と に し た と い う こ と で 、 あ あ そ う で す か と い う の で 終 わ っ て お り ま す 。

○伊藤委員長 石灰が購入されまして、産廃となった土砂であります。これはどのような方法で処理をされましたでしょうか。また、国庫補助申請の委託料での積算ではこの部分はどのような計算になっているのか、どのようになっているのかお答えください。

○嘉村前副市長 石灰について相談がありましたのは、悪臭がするので石灰をかけたいという相談がありまして、それはぜひ悪臭を出さないようにという指示をした覚えがあります。

それから、これは庁内の打ち合わせでありますけれども、12月17日に決裁を上げておりますが、12月15日の会議では、これは私が質問したんですけれども、その石灰は何層にも分けてまじっとるんじゃないかというふうに私のほうが尋ねましたところ、石灰は土砂の搬入が終了した後に最上面のみにかけているので、土砂の中には入っておりません。現在の設計では30センチ分を産廃として処理する予定ですというふうに、その会議での報告がございました。

それから、積算については、どこまでが単市で、どこまでが補助分という詳細については、私の段階では承知しておりません。なるべく補助をたくさん取れるように積算せよといった覚えはありますけれども、どこまでが云々ということまでは私の段階では承知しておりません。

○伊藤委員長 要は石灰をまかれて、その部分が表層30センチ程度が産廃となって、それをまず取られたわけですが、その土砂をどこに運んで、どのような処理をしたというのは御存じですか。

○嘉村前副市長 あくまでも打ち合わせですが、打ち合わせでは、上の産廃30センチ分

は直接大久保に搬入することという方針でありましたが、実際の作業がどうなっていたのかについては、私の段階では知り得ておりません。

○伊藤委員長 顧問弁護士に3月の23日にいろんなことを聞かれておりますが、照会されておりますが、300万円程度の保証金は取るべきであったろうという見解を弁護士さんは市に伝えていらっしゃる。これを受けて、その後どのように対応されましたでしょうか。

○嘉村前副市長 いわゆる契約保証金については、私もぜひとも欲しかったわけですが、相手との交渉の中でそれが取り得なかったということでありまして、その辺が本当にええんかいのうということで、弁護士に確認をとるよう、方針決定の後、担当部に申しつけたというふうに記憶しております。

○伊藤委員長 すみません、最後の部分がちょっと聞き取れませんでした。

○嘉村前副市長 我々の方針でよかったのかどうか、それでもって弁護士に確認をとるようというふうに指示をいたしました。

○伊藤委員長 その指示によって300万円程度の保証金は取るべきだったという見解が出てきたのですが、この出てきた見解について対応はされたのでしょうか。

○嘉村前副市長 ちょっと記憶が定かではありませんが、べきだったのか、取れたらよかったのか、ちょっとその辺確認しておりませんが、私のニュアンスでは取れたらよかったねというニュアンスで記憶をいたしております。

○伊藤委員長 はい。結構でございます。

ここで暫時休憩いたします。

証人の方、申しわけありませんが、少々お待ちください。

○嘉村前副市長 退席して。

○伊藤委員長 いや、その場でお待ちいただけますか。

委員の方々は1階の第1委員会室にお集まりください。

午前10時42分 休憩

午前11時24分 開議

○伊藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

各委員より尋問をお願いいたします。ございませんか。

○三原委員 二、三、それでは質問させていただきます。

先ほど、どの時点だったかな、交渉のスタート時点で大きな機械でできると職員が言っていたのを聞いたと証言されましたが、今回この土砂の処分について、一番大きなポイン

トとなったのが、機械、スケルトン等の重機の機械の設置許可という点でございますけど、この大きな機械でできると聞かれたとき、その許可について何かお尋ねになりましたか。

○嘉村前副市長 許可については、尋ねたかどうかについては記憶いたしておりません。

○三原委員 再度お聞きします。これは、大変な大きな、私は一連の発注においての大きなポイントと、ポイントといいますか、キーポイントになったと思うんですが、もう一度聞きますが、確認は、じゃあ聞いていない、確認をされようと思いましたかどうかですか。

○嘉村前副市長 12月15日でゴーサインを出して、業者との交渉に当たっております。その中で、私の言ったのは安くできるように交渉しなさいというふうに言いましたが、担当は作業能率、効率について詰めを行っている。その中で、少し効率のいい大きなやつを持ってくるというふうにすれば安価になるということも言っておるので、それでいきたいということでございました。そのときに、いわゆる設置許可云々の尋ね方、尋ねたかどうかについては、ちょっと記憶が薄らいでおりまして、ちょっとその辺は記憶が定かではありません。

○三原委員 大変重要な点だと思いますが、記憶が定かでないと言われるので、これは質問しても同じことの繰り返しだと思います。

次に、受託相手として廃掃法の基準をクリアしようと考えなかったのはなぜかという先ほどの質問の中で、これは何回もこれまでに出来たと思うんですが、機械設備、人的資金の3つがそろえばできると思ったと、この機械設備、人的資金、どの時点でできると思われたかお尋ねいたします。

○嘉村前副市長 ちょっとどの時点というのをちょっと記憶が定かではないんですが、これでゴーサイン、何を、ほぼできるなという確認をとった時点で、じゃあ何を上げなさいといった時点であったと記憶しております。

○三原委員 その時点でほぼできるなと確認をとったと申されましたが、だれからどのような内容で確認をとられたのかお尋ねいたします。

○嘉村前副市長 これについては、クリーンとそれから土木との両方で当たるようにというふうにいたしておりまして、クリーンの職員、あるいは土木から派遣された職員、両者からいわゆるその3つの要件等々があれば、ほぼできるねという確認をとったように記憶しております。

○三原委員 そのクリーンと土木のほうから3つの条件がということで、できるねということでしたが、具体的にはどのような内容の報告であったのかお尋ねいたします。

○嘉村前副市長 まず、値段の点がまずは下がったねということは、ほぼ設計書、仕様書の書きかえで下げることできるよといったこと、それから、機械設備等々については一般

廃棄物処理業で持っているといったこと、それから受注できれば職安等で人を増やしてでも対応したいといったことを担当から聞きまして、そして、いわゆる資金前渡等々があればできると、その3つについて確認を私の段階で取りました。

○三原委員 まず機械設備、一般廃棄物の処理業を持っているということでありました。契約の内容によりますと、大変当初から、スタート時点から問題となりましたスケルトン、トロンメル等について、これで一般廃棄物処理業を取られているわけですが、これで確認、まず1点目、機械設備でできるということでもありますね。それと2点目、人員はたしかあのおときはお2人と、事業に2人ということでありましたが、そのとき増やせばできるということで2点目。資金について具体的によく今わかりませんでした、資金があればという話だったんですが、資金面についても、この資金面、これは具体的にどのように確認をされたのかお尋ねしたいと思います。今の言いました、まあ人員は後から増やせばいいと、これはどこの業者でも同じことが言えますけど、その時点で2人というので、私は大変疑問を、だれもが疑問を感じているわけですが、ふやせばいいということをやれば、確かに増やせばいいというようになりますので。2点、機械設備、一般廃棄物処理業の業を持っているということで、機械設備はオーケー。そして、資金についてももう少し具体的にどういう根拠があるか教えていただきたいと思います。

○嘉村前副市長 契約時の前渡着工のいわゆるお金があるわけですがけれども、工事等々に準拠いたしますと4割とか前払金制度がありますけれども、これは委託料ですので一切該当しないということでありまして、しかし、そういう資金がないとできないということもありました。したがって、高く払うことはないわけですし、4割なら1億2,000万円ぐらいですけれども、なるべく下げて、ぎりぎりのところで金額を下げたらどうかといった記憶はありますけれども、具体的な詰めは担当者がやりまして、1億円、まあ33%ですか、ぐらいでどうだということでありましたので、やむを得ないという判断をしたというふうに記憶いたしております。

○伊藤委員長 証人に申し上げます。マイクをもう少し近づけてください。

○嘉村前副市長 機械については、スケルトンとロータリースクリーンについては既に許可がみなし許可であるというところでありまして、機械設備についてはそこでできるというふうに思いました。その後、業者のほうで大型を入れるとかいうことについては、これは業者の責任でやっていただくことだというふうに認識いたしておりました。

○三原委員 スケルトンとトロンメルということで、多分この2つでやれば、どれだけの日数がかかるか、それで許可をみなし許可という部分で得られた許可の部分の機械だけでは到底大変な日数がかかるというのは、この時点で計算ができたと思いますが、この点は

あれですが、先ほど委託料であるので前渡金は該当しないということをおっしゃいましたが、これをじゃあ市のほうがそういうふうにお膳立てされたという理解でよろしゅうございましょうか。

○嘉村前副市長 該当しないというのは、県の保証協会等々で工事請負契約の場合について、契約保証金を払えば4割相当前払金がいただけると、その制度には該当しないということを開きました。

○三原委員 保証金が免除されているので、そこには該当しないというふうになると思います。わかりました。これはまたいろいろ精査して、後でまたお尋ねしたいと思います。

それと、先ほどの、次に入りますけど、築港の土砂処理方法で、現地での処理から最終処分場に運搬して処理変更をしたということで、嘉村さんは現地に行って初めて現場を見て知ったということでございますが、こんなに大きな委託事業ですが、大きな事業なんです、現地の判断で単独でこれは変えられるものかどうか、また類似的な事業においてもすべて現地のサイドで、これまでもこういうふうな形で、現地のやりやすいようにやられてきたのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○嘉村前副市長 3月25日の本会議で申し上げましたように、私は築港のほうで処理をしているものと、そういう方針であったというふうに理解をしておりましたが、実際はそれよりも大久保のほうに持って行ったほうが良いという、担当者の判断のもとにそういう変更がなされておりました。それは後ほど知ったことであります。

○三原委員 通常の行政のこういった業務、委託事業にしても工事にしても、変更等大きなものがあれば、また、その決裁というものが私は必要になるのではないかと思います、こういう場合は決裁は全く必要ないわけですか。

○嘉村前副市長 ふるい分けをする場所の変更については、決裁は上がってきておりません。したがって、後ほど知ったということです。できれば、こういうことについては、事前の変更の指示とか上げたほうがよかったんではないかな、そのように思っております。

○三原委員 最後になりますが、事前に上げればよかったのではなくて、事前に上げるべきではなかったかなと思って、私はこれまでのいろいろ事業等を、委託も見てきて思っているんですが、今の言葉でいいんですかね、それとも上げるべきであった、どちらでしょう。

○伊藤委員長 三原委員、誘導尋問になります。

○三原委員 ああそうですか。わかりました。

○伊藤委員長 個人の見解は控えてください。

○三原委員 はい、わかりました。

それでは、また後精査してします。

○伊藤委員長 その他ございますか。

○田中健次委員 先ほど委員長の質問の中で、2月5日、15日の非公式の指名審査会というのか、その時点で自走式スクリーンというものには念頭になかったという証言がございましたけれども、そういうことであれば、この該当の業者さんは、いわゆるロータリースクリーンとスケルトンバケットを持っているという、そういう許可のある業者さんですけれども、その許可のある機械というのは各1台で、いわゆる1セットといたしますか、しかないわけですね、それで当初市が考えておりましたのは、8セットでやるということで、ロータリースクリーンとスケルトンバケットを考えていたけど、ロータリースクリーンがだめなので、スケルトンバケット、スケルトンバケットというセットを8組ということで考えて、それで8カ月程度と。ロータリースクリーンとスケルトンバケットの組み合わせだと、これは3カ月ぐらいでというようなことが言われておりましたけれども、そうなりますと8セットでなくて1セットでやるということになると、3カ月の8倍、単純に計算すると24カ月、約2年かかるわけですけれども、そういうことは当時考える中で検討されたのかどうか、確かに許可のある業者さんですけれども、重機がそれぞれ1台ずつしかないのです、それではかなり時間がかかるということは、その当時には検討されたわけでしょうか。

○嘉村前副市長 2月5日、これは入札審査会が閉じた後、そのメンバーによる協議を行い、さらにクリーンセンターの職員を呼んできて協議を続けました。その中では、要は契約についてどのようにしていけばいいのかということが精いっぱいございまして、いわゆる作業効率とか契約の日数等については2月5日には協議していなかったと記憶しております。

それから、15日については、これは2月5日に粗の方針を決定して、県への照会とかその回答とかをいただいた後に、2月5日で決めたことについて、じゃあやむを得ないねと、要するに交渉に入ったらというゴーサインを出したのが、入札審査会のメンバーに確認をとったのが2月15日だったと記憶いたしております。

○田中健次委員 副市長であった嘉村さんは、現場の詳しい作業ということは、むしろ部下である担当者に聞くということだったと思うんですけれども、許可のある業者だけでも、それぞれ機械1台ずつしか持ってなければ2年もかかると、そういうことの説明は当時は受けなかったわけですか。

○嘉村前副市長 2月5日のかなり時間かけてやった中では、その説明は受けておりません。

○田中健次委員 15日はもう前の方針を決定するということなので、当然そういうような説明もなかったということですね。

○嘉村前副市長 はい、そのとおりです。

○田中健次委員 それでは、もう一つ、指令前着工ができることを知らなかったのかどうかというようなことを委員長が尋ねたところで、指令前着工ということは承知しておったけれども、斎場についてはこれはやったと。しかし、この土砂処理については、指令前着工ということではなかったわけですが、これについてはどういう考え方であったわけでしょうか。

○嘉村前副市長 8月19日で補助対象になるという道は開けたわけでございますけれども、その後のいわゆる事務処理、いわゆる積算をしないと、この金額で指令前着工したいという金額の積算等をしなければならないわけでございますが、その積算方法がかなりすぐおくれてきて、やっと12月11日であったと思うんですけれども、県のほうに行って、こういう方法で積算したのでよろしいかというのが、12月までずれ込んだといったところで、指令前着工をするいとまもなかったというのが実態であります。

○田中健次委員 災害のものに関しては、8月に臨時議会をやって、専決処分の承認のほか26億円近い補正も上げております。それから、9月議会でも6億円近い補正を組んでおります。ただ、この土砂災害のものについては11月の臨時議会という形で、補正の予算が出るのが遅かったわけですが、これが遅くなったということは、ほかのものに比べてですね、これはどういうことがあったわけでしょうか。

○嘉村前副市長 7月の災害の後、土木は土木で、農林は農林で、あるいはクリーンはクリーンで、てんてこ舞いをしていたというような状況でございまして、具体的な積算作業に入れずにいたといったところで、ちょっと11月の臨時に上げたかどうかはちょっと定かではありませんけれども、積算がおくれていたということは事実であります。

○田中健次委員 そうすると、その積算のそういったものがおくれておって、それで予算的なもののめどというのか、そういったものができなくておくれたらろうという、そういうことでいいわけですかね。

○嘉村前副市長 要するに、これをのけるのに幾らかかるかという費用の積算ができ得なかったもので、かなり遅い臨時議会になったというふうに理解いたしております。

○田中健次委員 契約をした相手の維新さんが自走式スクリーンというものを、これの県のほうに許認可を受けるわけですが、これについてはかなり早い時期から事前申請というのか、事前審査というのか、事前協議ですか、正式な申請をする前にそういうものを出しておったということが県の資料でわかるんですが、こういう情報について、防府市

というのか、嘉村さんのほうは、こういう維新という業者が自走式スクリーンというものについて、県のほうに協議あるいは申請だとかということをしておるといような情報は、2月の5日だとかその前には全然情報として入らなかったわけでしょうか。

○嘉村前副市長 2月5日も15日のゴーサインを出した後、担当と維新とが協議をされる中で、自走式スクリーンということであったようですが、私は大きな効率のいい機械を持っている、持っていると言ったのか申請していると言ったのか、ちょっと記憶がありませんけれども、そういったものでやりたいということを担当から聞いております。したがって、いつ県と事前協議されたのか、どうであったのかということは全く知り得ておりません。

○伊藤委員長 ほかにございますか。

○土井委員 何点かお尋ねをしますが、自走式スクリーンを申請中であったとかなかったとかっていうことは、嘉村副市長さんは全く知らなかったということですがけれども、2月の15日、それから2月の24日、3月10日と、重要な起案が4本ほど立て続けに上がっているんですよね。2月の15日ですか、これは維新と交渉に入っているかという、それから2月24日は、自走式スクリーンのほうが安いから、それでスタートしていいかと、それから3月10日は、2本あるんですけども、一つは、前金払を払っていいか、完成保証なしでよろしいかというのと、もう1本は、契約を結んでいいかというのがあるんですが、この4本の起案というのは、副市長さんのところは持ち回りでしたか、それとも持ち回りではなかったのかお尋ねをします。

○嘉村前副市長 4本一括して云々と、ちょっと記憶がないんですけども、起案を上げる前の打ち合わせはきちんとやっております。これで行こうとかですね。その結果についての報告は受けておりますので、その印鑑を押したときに持ち回りであったか、でなかったかということについては、ちょっと、あるものはちゃんと持ち回りだったと思いますけれども、ちょっとその辺は記憶が定かではありませんけれども、事前にこういう起案文書を上げるといったことについては、了解のもとで担当が上げております。

○土井委員 だとするならば、特に2月24日の起案は、その起案文書の2行目に、協議の中で「分別機器は許可しているロータリースクリーンではなく、現在、県に許可の申請中である自走式スクリーンを使用し分別したいとのことである」と。すごくこれ重要な文書なんですね。ここの2月24日の起案というのは、現在許可の申請中である自走式スクリーンで積算をしていいかと、あるいは相手業者と話をしているかという、これだけの起案なんですよ、実は。そこで、なぜその持ち回りであったかどうかということを聞いたかといいますと、要するに県に許可の申請中であるということは非常に大事なんですが、嘉

村副市長さんはこれを本当に県に許可の申請中であるかどうかということを担当に確認をされましたか。

○嘉村前副市長 15日にゴーサインを出して、その交渉の中で、自走式スクリーン、私は大きな機械というふうに認識しておったんですけれども、自走式スクリーンを申請中であるんで、これを使って積算できるんじゃないかという、これは報告とあわせて決裁したように記憶しております。したがって、その時点で本当に県に申請してあるのかどうかというのは、その日は担当には確認を求めておりません。

○土井委員 担当に確認をしていないということですが、実は許可の申請をしてないんですよ、この時点では、2月24日には。この契約がなされたのが3月12日、そして県に正式に申請されたのは、3月の15日だったかな、あ、ごめんなさい、もっと後か、3月15日か、それも契約した後に1億円の前金払を払いますからという、出納管理者とか、会計管理者の文書をつけて、それでもって県は、それじゃあ資金的な裏づけがあるねということで初めて受理をしているんですね。だから、県に許可の申請中である自走式スクリーンというのは大うそなんですよ、実は。起案文書が、起案文書が。

一方では、一方では、県がまず入札をして、そして契約までに県の許可をとらせたらどうかということを示唆したら、そんなばかなことはできんよねと、こういうふうにおっしゃっていたわけですが、県に許可の申請もしていないものを、県に許可の申請中という表現で起案をして、そして契約をしたと。4月に入ってからなんですよね、この自走式スクリーンの県の許可は。4月7日か8日だったと思いますが。そのことについて今どう思われますか。そして、今どう思われるかということと、県が示唆した、入札をして契約するまでにほかの業者に許可とらせたらどうかということとの整合性について2つお尋ねします。

○嘉村前副市長 私はあくまでも部下の報告を信じて決裁をしたものであります。その当時は私は正しい、結果としてそういうことがあるなら申しわけないんですけれども、私は部下の報告を信じて決裁をいたしました。

それから、県のいわゆる入札をした後、契約までにとればいいんじゃないかということについては、これについてはこれまで県は一貫して、そういう設置許可を出すときにはミニアセス等が要りますよと、これまで聞いていたのが半年から1年とか、あるいは半年とか3カ月とか、だんだん短くなってはきましたけれども、そこについては、県が1月の終わるか2月ごろ言われたことについては、にわかには信じがたいねという思いでありました。

○土井委員 にわかには信じがたいということではなくて、逆にまだ申請もしていないもの

をもって、ものをもって契約をしたことについてはどう思われますか。

○嘉村前副市長 私は、申請していると信じてやりましたけれども、それが事実とするなら遺憾なことではないかなと思います。

○土井委員 これ、ならまた担当者に聞きましょう。これはもう大変な責任問題、うその起案でもって上司をだましちょるということですからね、極端な言い方をしたら。またそれは別にお伺いをしましょう。

築港の県有地と協和発酵用地の土砂処理について、現地処理して大久保に運搬は、3月25日までずっとそうだというふうに信じちゃったというふうな話でしたけれども、少なくとも契約上では多分大久保に移送して、大久保で処理をするというような契約書になつと思うんですが、ここについてはもう質問してもしょうがないですから、私の意見としては、要するに12月の初めに県から資料を出せと、判断できんからと言ったら、いや国庫補助申請の査定の資料を送つとる、それを見りゃあわかんとおっしゃいましたが、それと同様にこの何というんか、大久保に持って行って、そこで処理をするというふうに変更されたのは、契約書の決裁が回っていったときに逐一見ればわかるんですよ、逐一見ればわかる。人にはそれは逐一見ればわかると言って、片方ではそれはわからなかったというのはいかなものかということ、まず私としては言わざるを得ないというふうに思います。

それから、いいですか。

○伊藤委員長 はい。

○土井委員 顧問弁護士への3月23日の照会ですけれども、起案者の送信文書では、報道におかしいという垂れ込みがあった。議会でも問題になりそうだから、照会する。

25日の本会議の前の9時までに回答をくれというような照会をしてあるんですけれども、顧問弁護士への今まで市がとった行動は適切なかどうかという照会は、実際に照会をしたのは担当、法令係の國吉補佐のようすけれども、だれが指示したかは、照会するよという指示をしたかというのは御存じですか。

○嘉村前副市長 私が、いわゆる前金払いとかであったと思うんですが、ちゃんと顧問弁護士に確認をとるようにというのを私が指示したように記憶をいたしております。

○土井委員 そうですか。不思議だなと思うのは、嘉村副市長さんに参考人でお見えいただいたときに、午前中のときには、僕は知らんと言うちゃったんですよ。それで昼中帰って職員に聞いたら、おお、やっちゃったんかちゅうような回答が午後あったんで、今そのとき直接御本人が指示したと言われるのは、にわかにはちょっと信じられんですけど、だとするならば、だとするならば、照会の中に前金払保証の免除、あるいは議決の可否に

については全く國吉さんは照会をしてないんですが、これは照会はしないでいいという指示をなされたんですか。

○嘉村前副市長 ちょっとこの記憶は定かではないんですけども、議会等々で行政報告をするので、それに対する質疑等々があるであろうと、その疑問点について、ちゃんと顧問弁護士に照会して、答えられるようにしちよかにゃあいけんですよという旨の指示をしたと思います。具体的な項目については、おのおのの部で議員さんからこれはどうかという質問等があった、その項目についてまとめて持っていったというふうに記憶しております。

○土井委員 だとするならば、前金払保証金免除、あるいは議決の要否云々について、個別にこれとこれとこれを照会しなさいということはしなかったということによろしいですか。

○嘉村前副市長 総論で問題点について照会するように指示をしたように記憶いたしております。

○土井委員 ところで、何時までやるんですか、これ。

○伊藤委員長 ちょっと延長しようかなと思っております。

○土井委員 いや、まだあるんですが、じゃあ昼休みをするのかせんのかをお伺いします。

○伊藤委員長 ここで、昼食のためとっていいですか、途中ですけど。

○土井委員 はい。

○伊藤委員長 昼食のため、午後1時まで休憩といたします。午後からも引き続き嘉村証人に対する尋問を行いますので、証人もよろしく願いいたします。

午後0時 休憩

午後1時 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

午前中に引き続き嘉村証人に対する各委員からの質疑、尋問を行います。よろしく願います。

○土井委員 それでは、先ほどの続きですけども、顧問弁護士に3月23日に照会をして、まあいろいろあるんですが、その中で、契約保証金について、先ほども質問も出しましたが、我々がいただいている顧問弁護士からの回答では、300万円レベルで済ませることはできないかという回答をしたと、こういうふうに顧問弁護士からはいただいておりますが、それを受けて、さあどうするという判断は、どういう判断をされたかお尋ねをします。

○嘉村前副市長　今３００万円程度云々ということですが、ちょっとそのくぐり方は私の頭の中から欠落しておりまして、その指示した記憶はありません。

○土井委員　１０月２７日に副市長さんが業者回りをして、見積もりを出すようにということで業者回りをされたというふうに、前回の参考人招致のときに古谷参考人からそういう答えが出ているんですが、だれを同伴してどこにどういう業者に行き、何をいつまでという要請をされたか、覚えておれば教えてください。

○嘉村前副市長　クリーンセンター所長と一緒に回ったと思います。まだ１０月の時点ではどのような方法でいわゆる分別をしたらいいのか、その方向性すらよくわからなかったというような状況でありまして、技術屋のほうにも聞いても、なかなかどうしていいのかよく具体的に前が見えないといったところで、じゃあいわゆる土木の方に御協力を求めようじゃないかと、それで皆さん回ったらというふうに言ったんですが、皆さんしり込みして回りませんので、じゃあ私が回るというふうにいたしました。午前中は、国衙のほうからＡ社、それからそのＢ社、３社か４社、午前中いっぱいかかったと思いますが、そのときにどのような方法でやればいいのかとか、あるいはもしもその方法であれば積算、お金の金額ですけれども、見積もり等々も御協力いただけないかといった２点について要請をして回ったと記憶をいたしております。それ以前には、いわゆる庁内の協議の中で県外のいわゆる広島災害等々で受けたものについて、どのような方法で処理したか、情報を集める指示をした記憶があります。

○土井委員　１０月２７日に行かれたというのは、合計で４社ということでよろしゅうございますか。

○嘉村前副市長　私が回ったのは３社か４社、３社であったか４社であったか、ちょっと記憶が定かではありませんが、午前中いっぱい回りました。午後からは、その続きでクリーンの所長にすべて回るようにというふうに言って別れました。

○土井委員　ということは、昼からクリーンセンターの所長が何軒回ったか知らんが、午後クリーンセンターの所長が回っているんで、トータルとしてはそんなものじゃないということではないんですかね。

○嘉村前副市長　はい。土木のＡを中心に回るようにと言っていますので、どこまで回ったかについては、回ったというふうに聞いております。何社であったかについては確認はとっておりません。

○土井委員　回られたときについでに、その１０月２７日ですから、もう既に県はグレーですよと、トロンメルについては許可が要りますよと、こういう話があったんですが、わざわざ回られるのであれば、何もグレーゾーンにある機械の見積もりをどうのこうの処理

できるかっていうことじゃなくて、ついでに許可をとりさんせやと、とってくださいよというようなことは要請はしましたか、してないですか。

○嘉村前副市長 要請はいたしておりません。

○土井委員 その理由は。

○嘉村前副市長 理由はありません。ただ、どのような方法でどのぐらいかかるんであるうかという、素朴な疑問で回りました。

○土井委員 それで、そこの何ていうんか、副市長さんが回られた3社ないし4社については、ああいう方法がある、こういう方法があるというような形での回答はいただけたわけですか。

○嘉村前副市長 結果については、2社か3社は見積もりがいただけたと聞いておりますが、ほかの所は見積もりもできないといったところで、門前払いもあったやに聞いております。

○土井委員 二、三社、それはやりましょうという所には、その後結果として1者随契になったわけですが、その1者随契になった経緯というのは、改めて協力しようと言われた会社には説明というか、あいさつというか、それには行かれましたか。

○嘉村前副市長 見積もりをいただいた結果が、すごく高かったというふうに私はちょっと記憶しております。したがって、それ10月の終わりごろ、11月の初めと思いますが、それを含めて1月26日のいわゆる県からストップがかかるまでは、いわゆる4社、4つの山に分けて発注しようという方針でございました。

○土井委員 ですから、方針が変わって1者随契になったよということは、最初相談に行けば礼儀として「ごめんね」と言うて、経緯を説明しながらおわびというか、説明に行くのが礼儀だと思いますけども、それは行かれたか行かれなかったかを聞いているんです。

○嘉村前副市長 行っておりません。

○土井委員 続いて、議決事項ではないとの判断ですけれども、これについては、なぜか顧問弁護士に3月23日はそれがよかったか悪かったという照会はされてないんですけれども、議決事項ではないという判断はだれが判断した結果か教えてください。

○嘉村前副市長 だれが判断したというよりも委託料ですので、いわゆるこれはちょっと私も記憶が定かじゃないんですが、議案として出したらと言ったら、これは委託料だからというやに聞いた記憶があります。

○土井委員 それは、職員から委託料じゃから関係ないんですよと言って、ああそうかと、こういうことというふうに理解していいですか。

○嘉村前副市長 はい、そのとおりです。

○土井委員 わかりました。委託料だからって言われると、ちょっと私の経験からすると意外なんですけれども、防府市でもあったかと思えますけれども、勘場川の改修を委託料で払って、ＪＲと委託契約を結んでいるんですね。それはもちろん法規条例に引っかかりますから、議決事項として議決をしているんであって、だから、私としては委託料だからということではなくて、仕事の内容が工事ではないということでなければ、判断はできないと思うんですけれども、職員がそう言ったからオッケーということであれば、そのことについて、その判断を国なり県なりに仰ぐことは全くされてないということですのでよろしいですか。

○嘉村前副市長 はい、そのとおりであります。

○土井委員 それじゃあ、関連してちょっとお尋ねをしますが、もう今副市長さんは副市長さんでないので、６月の２５日までのことで結構なんですけれども、農地災害復旧事業につきましては、工事請負費で間違いありませんよね、予算計上。

○嘉村前副市長 農水省については、工事請負費で査定を受けております。

○土井委員 それは、現地で処理をするからということで、県のほうも現地で処理し、あるいは工事の一環として処理する場合は工事請負費でオッケーというふうになっておって、工事請負費で私も結構だというふうに思うわけなんですけれども、それは要するに現地で処理をするから工事請負費なんであって、仮置場で処理をした場合は、市の業務ですから市の責任でやらんにゃあいけんから委託料になると、こういうことなんですよ。ところが、工事の中身、工事をする工事の中身は、その農地災害復旧事業と、このたびの事案になっている委託業務とどう違うと思われますか、私は工事の中身は、仕事の中身は全く同じだと。ただ、現地でやるから工事請負費でいい、一遍どこかに移してしまったから、一般廃棄物になるから委託料なんであって、仕事の中身は全く同一というふうに理解しておりますが。

○嘉村前副市長 これは、産業振興部にも土木にも尋ねたことあるんですけれども、要するに返ってきたのは、農水省、国交省については工事でやるんだというふうに担当部長から聞いております。

○伊藤委員長 各委員に申し上げます。質疑、尋問の際、個人の意見を述べないようにしてください。端的に尋問を行うようお願いいたします。

○土井委員 でも、これはちょっと判断のところですから、どうしてもそういうふうになっちゃうんですけれども、おっしゃるとおり農水省は現地でするから、——あ、それならちょっともう一つかわってお伺いしますが、真尾の土砂については、大久保に一括して運搬をし、大久保で処理をしますね、そういうふうな回答があったわけですが、大久保での処分は工事請負費ですか。

○嘉村前副市長 3月25日時点では、ごみ等だったと記憶しておりますが、ごみ等が多いので近所迷惑になるから運んでということでありましたけれども、その後方針を変更いたしましたして、私がやめる前にいわゆる工事請負費、現地処理という方向性でいったらという指示をした上で退任をいたしております。したがって、大久保に直接搬入して分別じゃなくて、現場で工事請負費で処理をした上で、処理をなさいということで指示をした上で退任をいたしております。

○土井委員 ちょっと今その大久保にとりあえず持って行って、大久保で処理をすることから、現地で処理をするふうに変えられた理由を、もう一度ちょっと確認ですが、教えてください。方針を変えられた、3月25日現在では議会答弁では、大久保に直接持って行って、大久保でゆっくり分別をするということだったんですが、4月に入ってからもうやめる直前と今おっしゃいましたが、現地で処理をするというふうに変えられたという、その理由をもう一度、今何とか、地元のほうが何とかかんとかというような感じじゃったかと思いますが、ちょっとそれをもう一度確認したい。

○嘉村前副市長 真尾の現場は御承知だと思うんですけども、ごみのほうが多いような感じを受けておりました。したがって、そこで選別をしてやるとまた業務委託とか、いや持っていくと工事が業務委託になったりもしますんで、ここはすっきりオーソドックスな方法で、原点に返ってやったらという判断であります。

○土井委員 今答えが出たような気がするんですけども、そうなんですよ、同じことをしても大久保に持っていったら委託料になっちゃうから、委託料にならん予算計上は工事請負費だから現地でしようと、でもそうなんです、答えが出たような気がするんですが、でもその方法というのはいい方法じゃないんです。いい方法じゃないというのは、住民の人にとってみれば現地で仕分けをされるということは長時間かかるわけですから、できるだけ早く現地の土地はあけちゃげて、農地に一日も早く復旧をさしちゃげるということが大原則なんです、大久保に持って行ってしまうと一般廃棄物の中間処理、仮置場での処理になるから、工事請負費じゃなくて委託料になる、面倒くそうになるからということで、工事の中身は全く一緒なんです。だから、事件議決にかけるかどうかというのは、その仕事の中身が工事か工事でないかということによって判断すべきであるということを申し上げておきたい。

○伊藤委員長 土井委員、申し上げないでください。一般質問でもございませんし、通常の委員会の質疑の場でもありません。証人尋問ですので、個人の見解は避けてください。ただ尋問をしてください。

○土井委員 まあ、ちょっとやめましょう、へたら。ほかに人にかわってもらいましょう。

○松村委員 1点だけですが、私は廃掃法上の基準ということで、もう1回ちょっとお尋ねしたいんですけども、廃掃法上で、作業開始まで、いつまでに、先ほども言われましたけど、人、物、金というものがきちっとなっていないと、これはもう法律違反だと、違法だと判断されるのが、個人的にどのように御理解されているのかちょっとお尋ねしたいんですけど。

○嘉村前副市長 廃掃法は私は余り詳しくないんですけども、いわゆる一般廃棄物処理に当たっては、何ていうか知りませんよ、けれどもそういう資金力とか機械とか、さっき言いました人、金、物の3要素がそろわなくちゃいけないというやにきちっと聞いておまして、なるほどなというふうに思いました。

○松村委員 ちょっとわからないんですけど、要はこの時間的なフローのどの時点でのというのが結構重要なんですけど、ちょっと記憶を何とか整理してもらって、法律的にもどの時期でやっぱりこれだけのものがそろったかんとこれは違法だから、せめてこの時期までにはきちっとしてもらわなきゃ困るねと、こういう話になってくると思うんですけど。

○嘉村前副市長 いわゆる契約の伺を上げる直前であります。

○木村委員 昨年の9月、災害の直後と言ってもいいですが、2カ月後、株式会社維新が山口県に対して自走式スクリーンの、ここでは移動式選別機というふうに名前はなってますが、これのいわゆるミニアセスを上げているが、これについては御存じでしたでしょうか。

○嘉村前副市長 全く知り得ておりません。今初めて聞きました。

○木村委員 それで、先ほど土井委員の質問とも関連するんですが、2月24日に、先ほど土井委員が問題にしました自走式スクリーンを使用した分別をしたいのと業者が言っているのを、自走式スクリーンを使うことを前提とした設計金額を出したいという伺が出てますね。これについては、先ほど土井委員の質問にもありましたように、まだ申請していないのに申請中であるというふうに書いてある不正確な点があるんですが、それは置いて、これを聞かれたときに前副市長としては、この機械の許可が、自走式スクリーンの許可が出ることにについてどのように思っておられたか、つまり、かなりそれまでの論議では、県の許可を得るためにはかなりの時間がかかるということが盛んに論議されてたわけですね。それを聞かれたときに、この自走式スクリーンが申請中であるという部下のその言葉を信じていたということで、さっきお答えがありましたけど、果たしてそんなのすぐ今許可が得られるのかと、自走式スクリーンについては今出して許可が得られるのかという疑問はお持ちにならなかったのか。また、持ったとすれば、それを部下に……。

○伊藤委員長 木村委員。

○木村委員 はい。

○伊藤委員長 ちょっと誘導尋問も近いので、気をつけてください。端的に聞いてください。

○木村委員 じゃどういうふうに思われました、それについては。

○嘉村前副市長 私の鮮明な記憶に残っているのは、こういう設計の方法をしたら安くなるよと言われたのが鮮明な記憶であります。

しかし、私はとれなかった場合はというのを尋ねた記憶があるんですけども、そこについては知らないよと、いいんかねと言ったことを担当に言った記憶がちょっと残っておるんですけども、また担当にも聞いていただきたいと思います。

だから、決裁したのはこういう方法をとれば、かなり安くなるといったところが大きな私の判断材料でありました。

○木村委員 確認ですが、そうすると、果たして今出して、この自走式スクリーンの県の許可がとれるかどうかという疑念はちょっと感じたが、それについて深くは追及しなかったということよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）私は終わります。

○三原委員 ちょっと根本的なことを1点。この一連の委託業務を維新、1者との随意契約となった最大の要因は何か教えてください。

○嘉村前副市長 1月26日に県からこれまでのいわゆる4カ所の入札をやろうとしていたものについて、ストップがかかったといったことが最大の原因と思っております。

○三原委員 もう一度お尋ねします。随意契約に維新という相手を選んだ、維新しかいなかったという最大の要因は何かということをお尋ねしておるんです。そこんところをお願いいたします。

○嘉村前副市長 2月5日に入札審査会終了後、そのメンバーと協議をいたしました、いわゆるスケルトンも、いわゆる施設だと、県の設置許可が要るんだということと相わかりまして、じゃあどうするといったところで、方法が閉ざされたわけであります。いわゆる入札、このままでは進めないねと、閉ざされたというのはすぐすぐ許可がおりないだろうから、年度内契約等はできないねという協議の結果を得まして、その後、クリーンセンターの職員を呼んで、じゃあどういような方法があるんかねという協議に入りました。そのときに一般廃棄物処理業の許可を得ているものの中で、これは10社近くあるようでございますけれども、土砂の分別許可を持ってるのは2者しかないと、そのような方向にいかざるを得んのではないかという方向で、そこで初めて入札方式から、いわゆる一般廃棄物処理業への切りかえを行ったわけであります。

○三原委員 3月10日の随意契約の締結についての起案書の中に、契約の理由及び方法

というのがございます。その中で、今、嘉村前副市長が言われた内容も入っております。最終的には防府市が許可した一般廃棄物処理業で、ロータリースクリーン、スケルトンバケットの県の許可を有している業者のためということによろしいですね。

○嘉村前副市長 はい、そのとおりでございます。

○三原委員 それで、3月12日に本契約が結ばれたわけでございますけど、このときの契約の中の契約金額3億30万円という積算は何の機械で積算されておりますか。

○嘉村前副市長 積算については業者の申し出により、大型のほうでやらせていただきたい、これは2月、今議論されてる24日にゴーサインを出したもので、中身は大型のほうを使いたいといったふうに聞いております。

○三原委員 先ほども指摘といいますか、質問等がございましたけど、この契約時点では自走式スクリーンについてはまだ申請もしていないと、これは申請が3月の15日で、許可が4月の8日となっております。ということは、先ほど一番最初にお尋ねした部分に関連するんですが、許可を持ってるというスケルトンバケット、ロータリースクリーン、県の許可を有してる業者のためというのが最も最大の要因だったと思いますが、この3月12日の契約時点では全く資格がない業者と契約したということになるわけですが、その点について適切だと思われていますかどうか、お尋ねいたします。

○嘉村前副市長 申請をしてるというふうに聞いておきまして、許可は受けていないというのも聞いております。責任を持って、いわゆるそういう積算をしたとしても、とれなかったとしてもスケルトンバケット、プラス、ロータリーを持っているので、それで責任を持ってやると、その上で安いほうを採用したいというふうに担当から聞いております。

○三原委員 いいです。

○伊藤委員長 ほかにございますか。

○土井委員 もう数点お尋ねしますけれども、先ほどちょっと出た農地災害復旧については契約保証金を徴収しておられるか、あるいは前金払の支払いはされておられるかどうか、お尋ねします。

○嘉村前副市長 農地復旧等々については前金払が多分されているんじゃないかと想像するんですけれども、私のところまで一切上がってきておりませんので、ちょっと制度に従えば、前金払制度があればしてあると思いますし、請け負われた業者の方が請求されなければ払っていないと思うんですけれども、その辺は私の段階では確認でき得ておりません。

○土井委員 次は、田中健次委員も先ほどちょっと質問されましたが、指令前着工のことですけれども、先日執行部からいただいた資料によりますと、クリーンセンター西側へは土砂の搬入は8月6日に終了、浄化センターの西側には8月22日に終了、築港の県有地

には8月17日に終了になってるんですね。

そして、協和バイオのところへの搬入が10月3日までかかったと、3カ所については8月の20日過ぎにはすべて土砂の搬入が終わってると。一方では、一刻も早くのけんやいけんということのようですが、ばたばたはしてたかもしれませんが、一刻も早くのけるということの観点から立てば、その3カ所については一番最後の分でも8月22日にはすべて搬入が終わって、近所にも迷惑かけんためにはすぐにでも、極端な言い方をすると、発注もできたわけですが、そのことについては全く考えておられなかったのかどうか、お尋ねします。

○嘉村前副市長 土砂のいわゆる被災地から搬入のほうが頭いっぱいございまして、あるいは担当者のほうもそれで精いっぱいでありました。

したがって、先に満杯になったところについて、いわゆるすぐ処理をとという考えには至りませんでした。

○土井委員 少なくともクリーンセンターの西側と浄化センターについては、その場所は隣り合わせなんですけど、8月22日にも終わってるんですが、にもかかわらず全くそこまで考えが回らなかったということではよろしいですか。

○嘉村前副市長 はい、そのとおりでございます。

○土井委員 前回の参考人招致のときに、農地災害復旧の未契約繰越についていかがかという、現実には未契約繰越があるではないかという質問をいたしたわけですが、嘉村証人のその当時の答弁は、施越工事であると、最初から国の財源はついていなかったという構想をいたしておると、こういう説明でありましたが、これ私見を言っちゃいけんというからなかなか難しいんですけども、今でもそのように思っていますか。施越工事の制度そのものをどのように理解しておられるか、お伺いします。

○嘉村前副市長 ちょっと繰越は2点ルール違反がございまして、1つは、いわゆる工期内に、本年度内に終わるべきものが終わらなかったといったもので、こういったものは事故繰越、通称そのように言っております。

それから、小野、真尾のいわゆる農地災のところですけども、本来なら年度内に契約にこぎつけるべきところでありましたけれども、契約にこぎつけることができなかったの、農水省から枠はもらっているんだけど、あるいは防府市の予算はとってあるんですけども、そこは、いわゆる市が先に工事を発注して、国の補助金相当分は来年度来べき財源であったというふうに処理の調整をすることによって、その辺の繰越をクリアしようではないかといった、いわゆる事務的な御配慮を県を通じて行わせていただいたといったものであります。

○土井委員 本来施越工事というのは、この事案で言うと、２１年度に処理をしなきゃいけないけれども、国庫補助金が全部使い果たしてしまうたから、２２年度に国庫補助金は回ってしまうけども、２１年度に仕事をしてくれというのが施越工事の趣旨であって、同じ年度で、２２年度で国庫補助金の内示がある前に工事にかかるのは指令前着工なんですよ。そういう意味からしたら、施越工事であれば、２１年度中に契約がなされていなければならないというふうに解釈できるわけですが、この点についてはどのように考えておられますか。

○嘉村前副市長 表現がまずかったかもしれませんが、２１年度中に市のほうの予算はありましたと。国庫補助については本当は２１年にいただいたわけですがけれども、それはなかったものとして処理していただいて、２２年度にいただくというべき工事だったという表現のもとに施越という表現を使いましたけれども、表現がまずければ、その表現についてはおわびを申し上げます。

○土井委員 そうすると、施越承認は受けてないということですか。

○嘉村前副市長 施越承認かどうかについては、担当からは詳しく聞いておりません。

ただ、内示を受けたものについて発注ができなかったといったことで、その事務処理を県の農林事務所を通じて国庫補助がつくように今調整をしているというふうに聞いております。

○土井委員 ２月補正予算で国庫補助金を減額補正したときに、施越の承認を受けたからというような説明があったということを僕は覚えてまして、それであれしとるんですが、施越承認があったかどうかというのは現課に聞いてみないとわからないということによろしゅうございますね。

○嘉村前副市長 はい、２月の臨時議会で施越承認というのは、本来つくべき財源がつかなくて、２２年度につきますよというのが事前にわかったものについては、そういう臨時議会等々で御承認をいただいたものであります。真尾のところについては、そういう承認等も手続もとっていないものであります。

○土井委員 ３月１０日の起案文書で、契約保証金の免除、あるいは前払金保証の免除につきまして、起案者は担保がとれないリスクを認めているわけですが、この起案書に接したとき、安全策については全く疑問は持っておられませんでしたか。

○嘉村前副市長 できたら契約保証金を取れるように交渉してくれと言った記憶はございます。

○土井委員 そうじゃなくて、その起案の中にはもう既に保証会社の保証金も取れないんですというふうに答えが出とるんですけれども、それはそれとしてわかりましたが、契約

保証会社の保証がとれない根拠は何だというふうに理解しておられますか。

○嘉村前副市長 いわゆる県の信用保証協会等々については、工事請負費についてはその制度があるけれども、委託料についてはその制度にのれないですよというふうに私は報告を聞いております。

○土井委員 これは私見を言うちゃいけないというから、私見は言えませんが、委託料だから、工事じゃないから信用保証協会は保証してやらないんだと担当が言ったということですが、その担当の名前は覚えていらっしゃいますか。

○嘉村前副市長 クリーンセンターの所長か補佐か浅井か、それについてる若い衆か、その4人の中の複数の者が来て、そういう説明したやに記憶しております。ちょっと間違っちゃったら失礼しますけれども、そういう記憶がございます。

○土井委員 はい。委託料だから、私は、保証できないというのは別の理由じゃないかなと思ってますが、私見を言うなということですからあれですが、委託だから、工事じゃないから、実際に中は工事なんですが、保証してやらんという信用保証協会の回答については、担当者は文書か何かとってますか、それは御存じない。

○嘉村前副市長 そこは承知いたしております。

○土井委員 はい、わかりました。このたびの随意契約につきましては、表現は悪いんですが、耳かきのようなみなし許可でとってるものを随意契約の根拠にして、実際は契約後、許可申請を出すであろうもので契約をし、そして、11月1日、どういう計算で11月1日が出てくるのかわかりませんが、11月1日を期限としておるわけですね。

そこで、お尋ねですが、こういうことができるのならばですが、市内の業者に入札をして、とりあえず5トン未満のスケルトンバケットを使って工事を、仕事をしなさいという入札をして、そして、その間に4月に入ってでもええですから、これも4月に入ってからなんですが、自走式スクリーンのような許可をとりなさいよというような、全く同じような条件下で入札をするということは、市内業者の育成等々からすれば、そういうことも考えられても当たり前かなというような気もしますが、その辺は全く考えておられませんでしたか。

○嘉村前副市長 はい、そういう発想には至っておりませんでした。

○土井委員 だとすれば、最初からそこしかない、そこしかない、そこしかないというのが先入観にあって、僕は5トン未満、5トン以上だったら県の許可が要るのであれば、5トン未満でとりあえずとらせて、その間、大きな機械をとれば何ぼうでも、その4工区に分けてもできるような気もしますが、それは全く考えておられなかったということのようですから、それはそれとして、もう一点、最終処分場の第3工区の法律上の土地の用途

はようになっておるか御存じですか。

○嘉村前副市長 用途は私のうろ覚えで申しわけないんですが、最終処分場としての都市計画決定を打っていたと思いますが、最終処分場としてのいわゆる許可を得てるところは今の第1工区のみというふうに記憶いたしております。

○土井委員 都市計画決定はしているであろうと、将来の最終処分場用地として。

○嘉村前副市長 どうも大変失礼しました。それを私、確認いたしておりませんので、記憶は定かではありませんが、第1工区については最終処分場の許可を得ている土地というふうに認識いたしております。

○土井委員 最後に、もう一つお尋ねをしますが、先ほどもちょっと出ましたが、8月19日の環境省の現地調査時点で、補助がついても繰越はあり得ないよと言われ、そして、12月17日の決裁文書の中でも年度内完成分しか国庫が来ないかもしれないと、繰り越すようになったら、繰越分については国庫が来ないかもしれませぬと、その覚悟をしとかなきゃいけないというようなことが記述もされておりますが、2月15日の起案では年度内契約の必要性が述べられておって、いつの間にか年度内完成というのは頭のとんから外に行っておるわけですが、この間の国・県との交渉はどのようにされ、そして、国・県はどのような回答をしてくれたのか、お尋ねをします。

○嘉村前副市長 8月19日にはちょっと記憶が定かではありませんが、本省と広島の間でお見えになったというふうに聞いております。そのときに年度内完工よということをきつく言われたというふうに担当から聞いた記憶があります。

それから、次に国と接触いたしましたのが1月13日であったと。要するに、査定のときでありまして、その査定のときに、要するに、明許繰越についてお願いをするように私は言ったんですが、明許繰越については国のほうから、要するに、元大蔵省——財務省もついてくるので、その話はしないようにというふうに、聞いてはいけないというふうに担当は言われたというふうに聞いております。

それから、県との云々ですけれども、県については、私どもは国に聞いたりするのは県を通して聞かざるを得ない、これは絶対的なところでありまして、そのあたりで県のいわゆる指導というんですか、県から聞いたのかニュアンスなのかは知りませんが、年度内契約が大前提であったというふうに認識をいたしております。

○土井委員 ですから、ずっと12月17日の文書を残される以前は、とにかく年度内完成、あるいは年度内完成しなければ、年度内に完成した分しか国庫は来ないということを覚悟をずっとしてきておられたわけで、突然2月15日の文書じゃあ年度内契約をすればオーケーというふうにすごく変わってきてるんですよ、実はその文書上は。

だから、その間に国と県とどういう協議をされて、そういう年度内契約でオーケーになったのか、その間のやりとりというか、いきさつを教えてほしいというふうに伺ってるんです。

○嘉村前副市長 繰越については、12月ぐらいから繰越がオーケーとれるようにしてくれというのを担当に再三言いましたが、いわゆる接触のところは1月13日にお願いをでき得なかったというふうに聞いておりますが、2月の段階で、私は自分的に感じたのは、いわゆるこれは明許繰越、いわゆる1月13日の査定で2月、3月ということになれば、これは事実上不可能でございますので、明許繰越はいけるのではないかという、いわゆる行政マンとしての感触は持っておりました。

○土井委員 明許繰越ができる感触を得たということは、明許繰越はすりゃええんですけども、そのときには明許繰越になるかもしれんが、そうすると、繰り越した分は国庫が来ないかもしれんということは考えられたんですか、それともそうじゃなくて、明許繰越をしてもすべて国庫補助金が入るというふうに考えておられましたか、繰越を考えられた時点では。

○嘉村前副市長 もう年度末が迫っておりましたので、年度内分については微々たるものしか、仮に契約してもちょっとしか年度内分はつかないと思います。

しかしながら、国が2億円程度のいわゆる査定をくれたといったことは、あわよくば全額が明許繰越してもいただけるのではないかという淡い期待のもとで、そういう判断を、お伺いであったというふうに記憶いたしております。

○土井委員 ということは、国・県には照会をしてなくて、独断で繰越をしたということになるんですけれども、実は繰越計算書を2月の――2月議会は2月25日ぐらいから始まったんですか、そのときにはもう既に繰越計算書が上がってるわけですね。2月25日ということは、その1週間前には議案送付があり、その前に印刷がぐっとあると、2月の上旬には国との協議が終わってるんじゃないかなと思うんですが、国との協議はいつやったかというのは、副市長さんは御存じでしたか、御存じない。

○嘉村前副市長 いわゆる翌年度に繰り越すべき債権、債務についての申請はするというふうに、したというのかするということのか知りませんが、それについてはいつやったかというのは、私は承知しておりませんが、結果が来たものについては、それもちょうと日にちは覚えておりませんが、これで承認が得られたと、補助がつくよという報告を受けた記憶を持っております。

○土井委員 もう最後にしますが、繰越明許でも国庫補助金は来るであろうと、淡い期待を持たれたときに未契約繰越でもいいのではないかと、ずっと今までの参考人招致のときの

話では、国に聞いたんじゃないくて、それは無理、それは無理、それは無理というのは財務部であり、土木建築部であり、産業振興部でありと、全部内輪の人から聞いて、ああ、未契約繰越は無理じゃねと、こういう話ですが、実は財務省にはちゃんと未契約繰越のルールというのはあって、インターネットでも見る事ができるわけですけども、この時点で未契約繰越というのは頭の中から全くなかったですか。

○嘉村前副市長 私は年度内に契約をすべき案件というふうに考えてきて、庁内でもそういう合意のもと進めてきたものであります。

○土井委員 できるだけ市内業者に発注をさせようという観点からすると、10月ぐらいから、どうか、どうか、どうかって、やっところさ1月13日の査定を受けて、1月26日に何というのか、スケルトンバケットも許可が要ると県が言うて、今ごろになってからそねいなことを言うたって、10月ぐらいから照会しちよるのにできりゃへんど、未契約繰越になるが、とにかく国とかけ合うてくれとかちゅうようなことは全く県にも、あるいはもちろん国にもかもしませんが、相談もしておられないんですね。

○嘉村前副市長 年度内契約を前提で、庁内協議を進めておりました。

○土井委員 とりあえず終わらしましょう。

○三原委員 ちょっと発言の確認をちょっとしたいんですけど、午前中、私が交渉スタート時について自走式スクリーンで使用するという協議の中で、嘉村前副市長は、「大きな機械でやるということは聞いた」と、許可について私が尋ねたら、「許可は確認していない」ということを言われました。先ほどの土井委員のほうからの質問で、2月24日の災害土砂分別運搬についての起案書の中で、申請中というのはうそであるということが指摘され、そのことについて嘉村前副市長は、「申請していると思った」と、「そうでなければ遺憾」と言われましたね。

そして、先ほどの私の質問の中では、許可を有してない業者との契約云々についての質問に対して、「申請してることも、許可を持っていないことも知っていた」と、発言がちょっと異なるんですが、これどれが本当なのかなというのをちょっと確認したいんですけど。

○嘉村前副市長 業者とのいわゆる交渉に入りなさいと言ったのが、2月15日の決裁であります。そして、その中で、いわゆる大型の機械を持って申請をしている云々という話がありまして、じゃあ、それで交渉してもいいよという決裁をしたのが2月24日であります。

したがって、そういうのを申請しているというふうに担当が説明しますので、そういうのを申請してるんだなというふうに思いました。

しかし、申請をしてるということは、その時点では許可を持っていないというものであります。

だから、もう一度繰り返しますけども、2月15日にゴーサインを出しました、私のほうで。そして、その交渉の過程の中で、いわゆる今の大型スクリーンが申請してる、それでやったら安くなるということについて、2月24日に決裁報告を聞いて決裁をしたところであります。

したがって、2月24日時点では、申請をしてるということは、許可を持っていないというのは、おのずと承知のところであります。

○三原委員 すみません。もう一度お尋ねします。2月24日の時点では申請してると思われたわけですね。していると知っていたわけではないんですね。

○嘉村前副市長 私の記憶では、申請しているというふうに報告を受けたやに記憶いたしております。

○三原委員 申請を確認したのはいつですか。

○嘉村前副市長 申請の確認は、私はいたしておりません。

○三原委員 確認をされていないのに、先ほどの最後の質問の中で、「申請してることも、許可を持っていないことも知っていた」と、これはどういうことなのでしょう。先ほどの最後の私が、「許可を有してない業者との契約について」云々という質問の中で、「申請してることも、許可を持っていないことも知っていた」とお答えになりました。

○嘉村前副市長 2月24日の決裁文書にありますように、申請しているという決裁文書があります。そのとおりに申請しているものだと思います。

したがって、申請はしてあるけれども、無論申請したということはイコール許可ではありませんから、許可ではないなというふうに思ったところであります。

○三原委員 それでは、さっき指摘がありました、申請をしてなかった2月24日時点では、してなかったということは今初めて確認されたということによろしいですね。

○嘉村前副市長 きょう初めて、ここで初めて聞きました。

○三原委員 それでは、もう一点ほど、先ほどの質問の中で、契約の話なんですけど、スケルトンとトロンメル、そして、積算は自走式スクリーンということで、もし許可がとれなければという話の中で、御回答がなければスケルトンとトロンメルでやるということでは言われましたけど、この第1段階というか、契約時点の話なんですけど、契約はスケルトン、トロンメル、積算は自走式スクリーンということは、これは正常な契約かどうか、どのように解釈されているか、お尋ねいたします。

○嘉村前副市長 私は、そういう方法をとれば安くなるというところのただ1点でござい

まして、そういう積算手法をとれば安くなるといったところで、それで賛同をいたしたところであります。

○三原委員 私が見ているのは、今この契約のあり方が通常、正常であるか、正常じゃないか、どのように御判断されるかということを、今お答えは、ただ安くなるからだと、お金の計算だけのお話をされたんですけど、契約自体が正常なのかどうかとお尋ねしてあるんです。

○嘉村前副市長 ちょっと積算根拠は私、詳しくないんですけども、それはちょっと申しわけないんですけども、そういう今指摘いただくと、それはおかしいのかなとも、指摘していただいて初めて思うぐらいでありまして、その当時はそういう思いではありませんでした。

○伊藤委員長 その他ございますか。

○田中健次委員 すみません。去年の時点のことに戻りますけれども、10月16日に最初にクリーンセンターの所長ほか何人かの方が県の健康福祉センターに行ってやりとりをして帰ってきたわけですね。それで、スケルトンと人海戦術というのをアドバイス受けたということなわけですが、その後10月30日に、また改めてトロンメルについてはどうか、スケルトンについてはどうか、ニブラについてはどうかという形で照会を出してまわすけれども、先ほどからの話で、こういう伺を出す場合には当然事前に協議してということだと思うんですが、10月30日付のこういう照会を出そうというのはどういう考えから出されたわけですか。

○嘉村前副市長 10月16日の時点では、どのような処理方法をとったらいいいのか五里霧中、前にどう進めばいいのかわからないといったところで、いわゆる上級官庁である防府環境保健所に聞いてきたらという庁内の話の結果で、担当が行ったと記憶しております。こういう協議は庁内でたびたび頻繁に行っておりますので、とりあえず聞いてきたら、聞いてこいやという結果で、所長が行ったやに記憶しております。

そして、30日ですけれども、スケルトン、プラス手作業と、だから、16日にじゃどうすればいいんかというふうに聞きましたら、最後にスケルトン、プラス手作業という方法はどうかという御指導をいただいたということではありますが、スケルトンであっても、いわゆる日量5トンということは、すぐダンプ1杯が何トンか、私は知りませんが、小さいスケルトンであっても、すぐいっぱいになるんじゃないかと、判断はいたしていないということのようなんですけれども、本当に大丈夫かいねという疑問が庁内でございまして、とりあえずこれは書類でもって確認しとったほうがええんじゃないかという皆さんの協議の中で出てきたというふうに記憶しております。

したがって、いわゆる庁内の話を受けて、そういう照会文書を持っていったというふうに記憶をいたしております。

○田中健次委員 引き続いて、11月26日に、また前にだめと言われたトロンメルについていろいろ市としての解釈を述べて、改めてトロンメルについて、また11月26日付で文書を出されておりますけれども、これはじゃあ、どういう意図でしょうか、どういうことでこういうことがされたのでしょうか。照会事項としては「自走式重機の先にトロンメルバケットをつけて、廃棄物が混入している土砂の分別を行うことについて」ということで、産業廃棄物と一般廃棄物との関係だとか、そういうことを述べて、理由づけをして改めて、まただめと言われたものについて照会をしてるわけですがけれども、どういう意図でこういうことをされたのか。

○嘉村前副市長 ちょっと記憶が定かではありません。うろ覚えの部分がありますので、ちょっと申しわけないんですが、その前にあったのは、産業廃棄物の場合はスケルトンであったのかトロンメルであったのか、ちょっと忘れましたが、それは設置許可が要らなくて、いわゆる県の設置許可がトロンメルは要らないんだというように聞いた記憶がありまして、したがって、産廃の場合については民間が主にやられる。一般廃棄物については官のほうやるというのが大前提でありまして、そこで産廃のほうは、いわゆる設置許可が要らなくて、一廃のほうは設置許可が要るということについては、法律の趣旨からしていいかなものであろうかという素朴な疑問が庁内であったやに記憶しております。では、その辺について本当に要るのか要らんのか、トロンメルも含めて、ちょっと御教示願えたらいいねといったことでお尋ねをしたということでもあります。

ところが、10月30日に、いわゆる文書回答がしていただけなかったといったことも加えまして、11月26日に改めて県に確認をさせていただいたというふうに記憶をいたしております。

○田中健次委員 そうしますと、結局トロンメルはだめということはあったけれども、トロンメルでもええかもしれないだとか、スケルトンでいいというふうに言われたけれども、スケルトンも本当に5トンだとか、そういうところでどうかと。その辺でかなりずっと市の内部では、どういうふうな形の重機だとか、あるいは施設を使って処理するかということがなかなか定まらなかったということになるわけでしょうか。

○嘉村前副市長 ですから、10月16日でスケルトン、プラス手作業というのを基本に進めておりましたが、5トン以上というところがありますので、本当にいいんだろうかという疑心暗鬼でありまして、県はスケルトンについては判断をしていないということでもあります。そういうような状況の中で、もう一つは、市のほうで判断をされたらいいのでは

ないかというようなニュアンスのことも聞いて帰ったように記憶しておりまして、じゃあスケルトン、プラス手作業でいこうというふうに決めたのが11月の終わりか、12月の始めぐらいの打ち合わせであったのではないかな、そのように記憶しております。それを受けて、12月11日に県の本課にスケルトン、プラス手作業でこの処理をいたしたいということについて、書類を持って事前協議に行ったものであります。

○伊藤委員長 ほかよろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、この際、お諮りいたします。ただいまより秘密会で調査をいたしたいと存じます。秘密会の開会については、討論を行うことが認められておりません。これより秘密会とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、採決をいたします。秘密会の開会に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○伊藤委員長 賛成多数と認めます。秘密会を開催することにいたします。

それでは、秘密会といたしますので、議員、事務局職員以外の方は退場願います。

〔秘密会開催〕

〔秘密会解除〕

○伊藤委員長 以上で嘉村前副市長に対する尋問は終了しました。嘉村前副市長におかれましては、長時間ありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○嘉村前副市長 いろいろと100条委員会を設置して、御審議をお煩わせしていることを本当おわび申し上げます。どうぞ中身の濃い公平公正な調査の結果を出されることを念願しております。どうも大変お世話になりました。

○伊藤委員長 ありがとうございました。

〔嘉村前副市長 退室〕

○伊藤委員長 それでは、ここで14時30分まで休憩とさせていただきます。

午後2時22分 休憩

午後2時34分 開議

○伊藤委員長 それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それでは、吉村生活環境部次長に入室をお願いいたします。

〔吉村生活環境部次長 入室〕

○伊藤委員長 吉村生活環境部次長におかれましては、お忙しいところ出頭くださいます。ありがとうございます。また、大変お待たせいたしましたして申しわけございませんでした。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。どうぞ御着席ください。

証言を求める前に証人に申し上げます。

地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕える者の刑事上の訴追または処罰を招く恐れのある事項に関するとき、またはこれらの者の恥辱に帰すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、薬種商、産婆、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教または禱祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨をお申し出願います。

それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕える者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと存じます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人の方々も含め、全員御起立を願います。

宣誓書の朗読を願います。

○吉村生活環境部次長 宣誓書、良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成22年8月5日、吉村和幸。

○伊藤委員長 それでは署名捺印願います。

〔証人宣誓書に署名捺印〕

○伊藤委員長 御着席願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際にはその都度委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。

なお、こちらから質問しているときは着席のままで結構でございますが、お答えの際は起立して発言をお願いいたします。

委員各位に申し上げます。

発言の際は挙手の上、委員長の指名後、マイクを持ってお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

これより吉村証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から発言を願うということにいたします。

まず、あなたは吉村和幸君ですか。

○吉村生活環境部次長 はい。

○伊藤委員長 職業をお述べください。

○吉村生活環境部次長 職業、防府市役所職員でございます。

○伊藤委員長 はい、結構でございます。

私より尋問させていただきます。その後、各委員より尋問をお願いいたします。

まず、1点目でございますが、クリーンセンター西側築港県有地の石灰散布、これが2度にわたって行われております。どのような方法でまかれたのか、お答えください。

○吉村生活環境部次長 これは日付は忘れましたが、当時の古谷生活環境部長がシルバーに直接指示をしていただいたというふうに認識しております。

○伊藤委員長 築港に関しては2回まかれている間に搬入が行われていた期間でございますが、要は、石灰が層になっておりますか。

○吉村生活環境部次長 私は直接その指示しておりませんので、その詳しいことまでは存

じておりません。

○伊藤委員長　まかれた石灰の量は、合計でどのぐらいでしょうか、それで、その石灰はどこから調達されたものでしょうか。

○吉村生活環境部次長　これはどこで調達したかはちょっと私が指示しておりませんので、詳しいことはわかりません。それと、もう一点何でしたか。

○伊藤委員長　量はどのぐらいでしょうか。

○吉村生活環境部次長　量も把握はしておりません——把握はしておりませんというか、私が指示しておりませんので、そのあたりはちょっとわかりかねます。

○伊藤委員長　指示されたのはどなたですか、もう一度確認します。

○吉村生活環境部次長　当時の古谷生活環境部長だったというふうに聞いております。

○伊藤委員長　被災した他市へ災害土砂の処理の対応について問い合わせということ was されましたでしょうか、また、もしされなかったのであれば、その理由をお答えください。

○吉村生活環境部次長　他市には、たしか問い合わせはしてないと思います。あと理由でしたですかね。

○伊藤委員長　はい、しなかった理由。

○吉村生活環境部次長　しなかった理由、それは一般廃棄物に関してということ。

○伊藤委員長　それも含めてですね。はい、特にそれで。

○吉村生活環境部次長　この土砂について一般廃棄物という取り扱いをいたしておりますけれど、これは弁護士のほうに相談して一般廃棄物という定義づけをしておりましたので、それ以上の問い合わせはいたしておりません。

○伊藤委員長　先ほど午前中の嘉村前副市長への尋問の中で、山口市に処理方法を尋ねたというふうに聞いているというお答えがありましたが、これは所長が前副市長に伝えられたものではないわけですね。

○吉村生活環境部次長　はい、私は伝えておりません。

○伊藤委員長　それでは、次ですが、最終処分場の覆土にするための土砂、これは分別する必要があったのか、また、どの程度流木などがまじっていたのか、混入率、どの程度あったか、わかればお答えください。

○吉村生活環境部次長　災害の土砂につきましては、その中に木切れ、あるいは金属片、ブロック、れんが等々が入っておりましたので、一般的にはこれは廃棄物だという定義であったように思います。それを、さらに土砂とそれら可燃物、不燃物、瓦れき等分別をして最終処分場の覆土にするということであったように思います。

それで、最終処分場は管理型の処分場でございますので、シートが敷いてありますので、

そのシートを傷めないためにも真砂土として分別をすると、覆土として利用するということがあったように思います。

○伊藤委員長 2月5日、2月15日に指名審査会のメンバーで協議がございました。方針を決める協議ですね。この時点で自走式スクリーンの使用というものが念頭にあったのでしょうか。

○吉村生活環境部次長 その当時は、自走式スクリーンということはなかったと思います。

○伊藤委員長 自走式スクリーンについて、2月24日の起案文書であります。県に現在申請中であるという伺があります。これは何を根拠にしたものか、つまり申請中であるというのはどこからの情報なのか、また、確認をとられたのか、お答えください。

○吉村生活環境部次長 これは維新からそういう今申請中だということがございました。県のほうに改めて確認はいたしておりません。

○伊藤委員長 業者との調整を行われましたけれども、その中で契約金額について交渉はありましたか。

○吉村生活環境部次長 最終的に見積もり合わせという形で金額を決めております。

○伊藤委員長 見積もり合わせの部分もちょっと詳しく説明いただけますか。

○吉村生活環境部次長 業務支援のほうで積算をしまして、副市長のほうで予定価を作成依頼をして、その予定価をもって見積もり合わせをしたということです。

○伊藤委員長 見積もり合わせというのは、その2者の見積もりを合わせるようなことを言うんだという認識を持ってるんですが、何と何の見積もりを合わせたわけですか。

○吉村生活環境部次長 私どもが予定価を作成しました金額と——金額というか、予定価と相手から徴収した見積書を突き合わせをしたというか、そういったことをしております。

○伊藤委員長 では、見積もりが相手の業者から出てくるまでに金額に関する協議というのはあったんですか。

○吉村生活環境部次長 それはございません。

○伊藤委員長 業者から出された今の見積もりでございますが、積算根拠、つまり内訳等がわかる書類がありますか。あれば提出をお願いしたいんですが。

○吉村生活環境部次長 今回提出した資料の中にはなかったでしょうか。

○伊藤委員長 我々はもらっておりません。見積書はいただいておりますが、その内訳、何が何ぼで、何が何ぼで、合わせたものがこうなりますよというその内訳の部分がわからない。（「内訳部分ですか」と呼ぶ者あり）一式の部分しかわかっておりません。ですから、その内訳というものがあるんですか、業者から出された見積もりの中に。

○吉村生活環境部次長 業者の見積もりはございません。

○伊藤委員長 ない。一式の見積もりしか出てきてないということですか。

○吉村生活環境部次長 はい。

○伊藤委員長 はい、わかりました。契約の工期でございますが、平成22年11月1日となっております。この根拠は何ですか。

○吉村生活環境部次長 工期につきましては、ちょっと私ども技術職ではないので、その辺はちょっとわかりかねます。

○伊藤委員長 土木のほうでという。

○吉村生活環境部次長 そうですね。

○伊藤委員長 はい。この委託先として廃掃法の基準があるわけですが、いわゆる人、物、金、経験とかというものなんですが、これをしっかりクリアしようという考えは所長の時点でなかったんですか、対処に。

○吉村生活環境部次長 工期処理に時間を要するということから、3月末までに契約ということでございましたので、そういうことで進めさせていただきました。

○伊藤委員長 ちょっと確認しますが、今のお答えは年度内での契約を最優先と考えたので、そこまで厳密に基準を見なかったと、そういうことでよろしいんですか。

○吉村生活環境部次長 早く処理をするということのために前払金とか、そういったものをお支払いをして、早く着工できるようにという考えはございました。

○伊藤委員長 昨年8月19日ですが、環境省から繰越だめだよと、年度内完工ですよと指導を受けたと、これについてインフォメを上げてないわけですが、この理由がありますか。

○吉村生活環境部次長 私、この場に、8月19日の席におりませんでしたので、どういったことがされたか、ちょっと詳しくは存じておりません。

○伊藤委員長 現場におられなくても、年度内完工とか、繰越がだめだよということは重要なことですから、当然報告を受けておられるんじゃないですか。報告を受けて、それを文書として残されたとか、インフォメを回したとか、そういったことはしなかった理由が何かありますか。

○吉村生活環境部次長 8月19日のときは、たしか災害瓦れきの処理について環境省から視察があったというふうに聞いております。災害土砂については、参考程度に見ていただいたというふうに担当からは聞いております。

○伊藤委員長 それでは、このときの指導を受けて、特にそれからの作業にどのように生かしていったとか、そういったことがありますか。要は、年度内完工と言われてから、それに向けて、では急いだかということなんですが。

○吉村生活環境部次長 詳しい環境省からの指示内容というのはちょっと覚えておりませんが、この当時はまだ災害土砂をしきりに搬入場所に搬入していたという時期でございましたというふうに理解をしております。

○伊藤委員長 指令前着工ができることは御存じでしたか。

○吉村生活環境部次長 指令前着工につきましては、いつの時点だったかよく覚えておりませんが、いわゆる査定を受けてからということになしに、先に事業を進めて写真、あるいはそういった実績書類を残して、それからでも補助申請は可能だというふうなことを聞いた覚えはあります。

○伊藤委員長 それは査定を受ける前にということですか、知られたのは、そのことを。

○吉村生活環境部次長 ちょっとその辺は、日にちはちょっとよく覚えておりません。

○伊藤委員長 9月3日、県に問い合わせをしたわけですが、このきっかけ、なぜ県に問い合わせようと思ったか、これをお答えください。

○吉村生活環境部次長 9月3日の問い合わせは、たしか前山田技術補佐のほうで問い合わせをしておったと思いますが、そのきっかけといったものについてはよく聞いておりません。

○伊藤委員長 それでは、所長の指示で山田前技術補佐が問い合わせをしたのではなくて、問い合わせがあったということですか。

○吉村生活環境部次長 はい、私は、指示はしておりません——と思います。

○伊藤委員長 以前、業の許可、申請書には車検証なんかも添付されていたわけですが、今回の変更に関してスケルトン、トロンメル、この製品パンフレットしか添付されていません。これは維新さんのことですが、これはなぜですか、前回と添付書類が若干違うということなんですか。

○吉村生活環境部次長 変更申請につきましては、変更事項に係る資料のみを添付していただいております。このスケルトン、トロンメルについて、こういった機種ということで資料を提出していただいたというふうに思っております。

○伊藤委員長 お聞きしたいのは、要は、車検証というのは同じ型のダンプにしても、同じ車種のダンプであったとしても、どのダンプかが特定できるわけですね。要は、スケルトン、トロンメルというのは製品番号みたいな物を特定するような資料が添付されていないということで、製品パンフレット、どのような製品かわかるけども、どの物かはわからないというのが今回の変更申請の書類に添付されていないということなんですが、そのことはなぜかということです。

○吉村生活環境部次長 8月ぐらいだったと思いますが、まだ県の施設の許可が要ら

ないという段階でございましたので、スケルトン、トロンメルについては、こういった機種で使うよということで、参考というか、どういった製品だろうかということで、たしか資料として添付をしていただいたというふうに聞いております。

○伊藤委員長 では、前回と今回において方式とか様式とか、必要書類が変わったということではないわけですか。以前から変わった部分があるんですか。

○吉村生活環境部次長 変わったと申し上げるのがいいのかよくわかりませんが、どういいますか、それぞれ業を申請する場合にはそれぞれの添付資料をつけていただくわけですが、それぞれ違う監督官庁からの許可が要る場合がありますね。例えば、今回の今時点で言えば、県の施設の設置許可等々があれば、そういったものも当然クリアしていただかなければいけないし、その当時はまだそういったことがございませんので、どういった機種だろうかということで資料の添付を求めています。

○伊藤委員長 築港の土砂の処理方法であります、当初我々がお聞きしてたのは現地で処理して、その後、最終処分場に運搬するというものであります。その後、最終処分場に運搬して、最終処分場で処理するという形に変更しましたが、いつ変更されたのか、また、その変更された理由は何なのか、教えてください。

○吉村生活環境部次長 ちょっとこれ私、いつその判断があったのかというのはちょっとよく覚えておりませんが、私の記憶の中ではあそこでやると、例えば、ほこりがするとか、そういったことで、あそこは野島の栈橋もありますので、そのあたりにほこりがかかってはいけないということで処分場のほうでと、何かの折に私が発言をした記憶はあります。それはいつの時点か、ちょっとよく覚えておりませんけれど。

○伊藤委員長 ということは、所長の発案でこの方法を変更されたということですか、発言された。

○吉村生活環境部次長 いや、私が指示をしたという覚えはないんですけれど、これは後だったかどうか、日にちの前後はちょっとよくわかりませんが、うん、そっちのほうがあえねと、ほこりもするしと、処分場でやれば、そういった支障もないねと言った——言ったというか、自分ではそういった思いをしたことはございます。

○伊藤委員長 石灰を混入された部分が産廃となったわけですが、産廃となった土砂はどのような方法で処理をされましたか。

それから、国庫補助申請の委託料の積算では、どのような形で申請しておられるか、お答えください。

○吉村生活環境部次長 業者のほうには、私のほうから表土30センチをはいで処分場のほうで処分をするという指示はしております。

それから、積算については、たしかその部分が３８０立米だったように記憶はしております。

それから、それを３０センチより下のものは、通常の土砂として分別をして覆土なり、造成土として利用するということにしております。

○伊藤委員長　ということは、その３０センチはがされたものを、最終処分場、大久保に搬入されて、大久保で仕分けと、こういうことでよろしいですか。

○吉村生活環境部次長　これは産廃の部分でございますので、今の第１工区、最終処分場の今、現最終処分場に入れたということでございます。

○伊藤委員長　私からは以上でございます。

続きまして、各委員からの尋問を行います。

○松村委員　「廃掃の規準をクリアしようと考えなかったのはなぜか」の問いに関連なんですが、先ほどのお答えによると、工期を間がなく３月末までに契約しなきゃならんというこの考え方に基づいて、前払金等々も出さざるを得んというようなちょっと発言もあつたかに思いますが、実際このような考え方になったのはいつごろで、それはだれかからの指示があつて、こういう指示のもとに所長が業務を遂行されたのか、その辺をお尋ねいたします。

○吉村生活環境部次長　ちょっと時期は忘れましたが、起案の決裁を上げておりますけれど、前払金を支払うことによって工事がよりスムーズにいくだろうという判断のもとに進めております。

○松村委員　この３月末までにこれ契約をしてやらんにゃいけんというふうにもうなった、考え方がそのようにしっかりなった、その大体の時期でいいですけど、ちょっと思い出していただきたいと思うんですけどね。

○吉村生活環境部次長　時期については、ちょっといつだったかは、よく記憶をしておりません。

○松村委員　わかりました。

それと、先ほどもちょっとお尋ねさせてもらったんですけども、廃掃法で言うて工事着工する——ちょっと待ってくださいね。作業を開始するまでに、いつまでに先ほども言われました人・物・金というものがクリアできているのと副市長に進言されたのは、吉村さんというふうに理解しておりますけど、それ間違いありませんよね。

○吉村生活環境部次長　決裁という形で伺っております。

○松村委員　それで、作業開始のどの時点までに、この人・物・金の要件を満たさないと実際違法性があると判断されているのか。要は、いつの時点でこの人・物・金というのを

きちっと満たさないで、例えば工事してしまったら、例えばこれは違法じゃないかと。何て言やあいいですかね。ちょっとわかりませんか、私の言ってる意味が。

○伊藤委員長 要は、廃掃法の規準が従業員とか、それとか経営的基盤とか、業者のその業務に対する経験とか、そういった規準があるんですが、その規準を例えばですね、完工した後にその規準を整えても全く意味のないことであって、いつの時点でその規準をクリアしてればいいというふうに所長としては考えておられますかということです。

○吉村生活環境部次長 工事が始まる時期だろうと思いますが。

○松村委員 先ほどちょっと聞いたときは、嘉村前副市長の意見は、契約の伺を上げる直前というふうに言われたんですけど、これは僕は普通じゃないかなと思うんですけども、その辺についてはどう思われますか。

○吉村生活環境部次長 厳密な意味のちょっと解釈はよくわかりませんので、副市長が言ったことが正しいのかも、ちょっとわかりません。

○松村委員 そういうところに整合性がなく、契約をするというところに、ちょっとおかしいんじゃないかなと。やはり契約する前は、事前に皆さんで協議をして、これでいこうと、人・物・金も準備できたと、法的にも違法じゃないよと。じゃあ契約しましょうねという話。

○伊藤委員長 松村委員、誘導してはいけません。

○松村委員 ああ、誘導ですか。はい、わかりました。ちょっと1回じゃあ置いて、考え直してまた質問いたします。

○山根委員 一番最初の質問で、石灰散布のとき部長が直接シルバーに指示されたということでしたけども、この現場には立ち会っていませんか。

○吉村生活環境部次長 はい、立ち会っておりません。

○山根委員 はい、わかりました。

2月24日の起案文書の今の県に申請中であるということを、維新からそういう話があったと聞いたということでしたけども、だれが聞かれたんですか。

○吉村生活環境部次長 たしか私と所長補佐だったと思います。

○伊藤委員長 もう一度お答え願えますか。所長と。

○吉村生活環境部次長 私と所長補佐の今田が聞きました。

○山根委員 先ほど見積り合わせの話がありましたけれども、市のほうで積算した見積りを業者に教えて、その同額の見積書を出させたということでしょうか。

○吉村生活環境部次長 金額については、一切言っておりません。

○山根委員 見積り合わせというのは金額のことかなと思って聞いたんですけども、

こちらの積算を教えて、向こうの業者のほうでその金額の見積書を提出したということではないんですか。

○吉村生活環境部次長 業者のほうから見積書をいただいて、私どもの予定価とすり合わせをして、このたびはたまたまですけれど、同額であったということでございます。

○山根委員 石灰散布した土砂を産業廃棄物として30センチということで搬送したということがありましたけど、この30センチという判断の根拠は何でしょうか。

○吉村生活環境部次長 当時の山田技術補佐が30センチ程度とれば、いわゆる産廃の部分は取り除けるだろうということだったように思います。

現実、30センチか40センチか50センチかユンボでとりますので、そのぐらいの深さをとったということでございます。

○河杉委員 先ほどの見積りの積算根拠で、添付書類の中で所長さんのほうも、いわゆるその維新のほうから出された内訳書を見てないし、ないということを言われましたけれども、この3億円何がしの、じゃあどういうふうにしてこの見積りを出されたのかということとは、確認はされてないんですか。中身についての、維新に対してこういった形でのこの積算になったのかということについては、確認をされていませんか。

○吉村生活環境部次長 いろいろこの協議の中で、施工方法等について協議をいたしておりまして、その中で合意したものについて積算をしたということだろうと思いますが。業者のほうですね。

例えば、その分別の方法だとか、分別のした後のどう言いますか、可燃物、不燃物等のどういうふう to 処理をするかと、そういったこのような施工方法を積み上げて、業者のほうで積算をしたんだろうというふうに思っております。

○河杉委員 例えば、市は当初積算したときは3億7,000万円ぐらいの形の予定価格ということで積算しとるわけで、先ほど嘉村前副市長の話ですれば、いや、安かったらいよというような感じで、とりあえずそれよりも低いというような形の数字だと思うんですけども、しかしながら額が額ですので、やはりそれなりの根拠が要るかと思うんですが、そこで今書類が、見積りが提出されて、その後維新さんのほうとお会いして、協議をしたということよろしいですか。

○吉村生活環境部次長 2月16日から見積り合わせが3月5日でしたですか、それまでにいろんな細かな施工方法等について協議をしております。額については、それらの協議内容を含めて業者のほうで積算をし、見積り合わせといたしますか、形としては入札のような形になろうかと思えます。向こうが見積書を出して、私どものほうの予定価とすり合わせというか、比較して、これより安いということであれば、入札オッケーということにな

ろうかと思いますけれど。

○伊藤委員長 よろしいですか。はい。その他ございますか。

○木村委員 2月24日の起案があります。伺がありますね。先ほどちょっと委員長からも質問がありましたが、要するに株式会社維新と協議した中で、維新のほうは「分別機器は許可しているロータリースクリーンではなく、現在、県に許可の申請中である自走式スクリーンを使用して分別したいとのことであった」と。このほうが設計積算が安くなるので、これをもとに設計を、金額を出したいというふうに伺が立ってますね。

このときのこの自走式スクリーンというのは、当然県の許可が要る施設だと思うんですが、それはいかがですか。

○吉村生活環境部次長 そうです。確かにスクリーンは県の許可が必要でございました。2月の16日から協議を始めたわけですが、割と早い時期に今県のほうへ申請中だというふうに聞いておりましたので、これで単価というか、いわゆる金額も安くなるということから、こういったことでこれを協議をしております。

○木村委員 この施設の許可、要するに機械の許可ですね。これについては、当初から昨年の9月から県と市の間で随分といろいろやりとりがあって、一番問題になったところですね。

当初は、嘉村前副市長なんかの本会議での答弁でもそうでしたが、当初は1年ないし半年、かなり長期に許可までは時間がかかるということが問題になって、さあ、どうするかというんで、いろいろ市のほうでも苦勞されたというお話でありました。

そういう点からすると、この自走式スクリーンの許可もそう簡単にはおりないだろうと、かなりの期間がかかるだろうということは思われなかったんでしょうか。

○吉村生活環境部次長 業者のどう言いますか、言い分によりますと、その期間の話は出てませんけれど、4月早々には許可がおりるのではないかというような話であったと思います。したがって、総体的に幾らの期間が要するというようなことは、ちょっと私どもでは把握はしておりません。

○木村委員 この許可がおりるかおりないかというのは、非常に重要だと思うんですね。当初からこれが問題になってきたわけで、もしそれがおりなかったら、この自走式スクリーンで積算をするということ自体が、その基礎が崩れるわけですが、その辺の危惧というのはなかったんでしょうか。もうかなり期限が迫っておりまして、年度末が迫っているときでしたが、その辺の懸念なり危惧というのはなかったんですか。

○吉村生活環境部次長 当初は、許可を持ってるスケルトンとロータリースクリーン、これで実施をするということがベースになっておったように思います。先ほど申し上げまし

たように、交渉の早い時期において、そういったことも申請をしているということもございましたので、これで積算をしたと。

ただ、とれなくても、自走式スクリーンの許可を得なくても、これでいくよということの合意はあったように思います。

○木村委員 昨年9月に、この株式会社維新が県に対して自走式スクリーンのミニアクセスの報告書を出しています。もう既に早くから、災害の直後からこの自走式スクリーンの導入を当然予想して、予定してこういうものを出していたように思われますが、この点は御存じでしたでしょうか。

○吉村生活環境部次長 それは知りませんでした。

○伊藤委員長 よろしいですか。その他ございませんか。

○田中健次委員 2月5日の非公式の会議といいますか、非公式の指名審査会というのか、その協議をした会議ですが、その中で吉村さんも加わったということですが、そのときに自走式スクリーンの使用については、その時点では使用を考えてはいなかったということなんですけれども、トロンメルとそれからなんですか、スケルトンでいくと、それで一般廃棄物の許可の施設を持てると、見なし許可ですけども持っておるということになるわけですけども、維新さんは1台ずつしか持っていないわけですね、市の許可の書類のとおりの。

そうなりますと、当初は8セットでやると、当初はトロンメルとスケルトンだったんですけど、トロンメルがだめということでスケルトン、スケルトンを8組つくって、4つの山をあわせて8組つくってやると。そうすると、維新さんは一般廃棄物の許可のある業者ではあるけれども、ワンセットしかないということであると、かなり時間がかかるわけですよ。

トロンメルとスケルトンで3カ月というようなことがなんか言われておりましたけども、8セットで3カ月かかるわけですから、ワンセットだったら24カ月かかるという単純計算になるわけですが、そうすると維新さんで作業を始めても、かなり長期間かかるということが想像されたわけですけども、その辺のことは5日の審査委員会といいますか、その中では議論を出されなかったわけでしょうか、担当のほうとしては。

○吉村生活環境部次長 その席には、私はオブザーバーというか、参考人のような形で出ておりますので、特段意見は申し上げてはおりません。

以上です。

○田中健次委員 維新さんに仕事をお願いすれば、ただ24カ月、約2年かかったということは、その当時そういうことは思いついたというのか、考えついたというのか、そういう

う点についてはどうですか。

○吉村生活環境部次長　そういう議論が期間についてあったかどうかというのは、ちょっと覚えておりませんが、２月５日の会議の中では、うろ覚えですけど、施設の許可を持っている者を優先的に交渉すべきでないかというような話は、断片的に記憶をしております。

○田中健次委員　それで、吉村部次長としては、そういう許可のある業者だけでも、ここにもし頼めば長期間かかると、こういうような気持ちは当時はあったわけでしょうか。

○吉村生活環境部次長　当時はちょっとそこまで考えてなかったと思います。

○田中健次委員　維新さんが前の年の秋ぐらいに環境アセス、ミニアセスですね、それを出していたということがあと県の書類でわかったんですけども、維新さんが何らかそういうような事前協議だとかいうものをされておったということの情報は、どこからうわさだとか、そういうことで２月５日までに聞かれたことがあるのでしょうか。

○吉村生活環境部次長　私の記憶の範囲では、そういった情報は得ていなかったと思います。

○田中健次委員　さきほどの委員長の質問で、業の許可について今回スケルトン、トロンメルのパンフレットしか添付されていないということなんですけれども、そのパンフレットを見ると、スケルトンもトロンメルも同じようなものということで、大きさが３種類のもので示されているわけですね。トロンメルについてもスケルトンについても。

そのうちのどれかということについても、これは把握してないんでしょうか。

○吉村生活環境部次長　スケルトンやったかな、ちょっと３種類、どういったパンフレットかちょっと記憶がございません。

○田中健次委員　ロータリースクリーンは型番が載っておりまして、ＲＳ－１２、ＲＳ－２０Ｂ、ＲＳ－３０という形で、それによってスクリーンの容量が違ってるわけなんですけれども、そのうちのどれを導入する予定だというようなことが、この書類ではうかがい知れないんですけども、その辺については確認をしなかったわけでしょうか。

○吉村生活環境部次長　たしか許可については、スケルトンとロータリースクリーンということで許可を出しておったんじゃないかなという記憶がございます。先ほど申し上げましたように、この当時はまだ県の施設の許可が要らなかったときでございますので、私もそういった機械についてどういったものだろうかという確認する意味で、その資料を添付していただいたというふうに聞いております。

○田中健次委員　スケルトンのほうは、３種類じゃなくてクラスで０．４５、０．７、１．２、１．５と４種類がカタログに示されてるんですけど、このうちのどれかいうこと

は、やっぱり県の許可施設でなかったの、そこまで見なかったと、これも同じことではないわけですかね。

○吉村生活環境部次長 はい、そういうふうに理解しております。

○伊藤委員長 関連でいいですか。じゃあ。

○山田委員 すいません、今関連なんですけど、今回、業の許可ということで、スケルトン、トロンメルというところで、製品のパンフレットしか添付されてなかったんですが、実際このスケルトンという製品に対しての許可じゃなくて、スケルトンのこのスケルトンというものに対しての許可なわけですよ。

そうしたときに、やっぱり本当にこのものを透明性を大事にしたときに、やっぱりこのスケルトンを使ってますよというのは、すごく僕は重要なことと思うんですよ。その中で、このスケルトンを許可してるというのは、だれか把握しとるんですかね。全く把握されていないままの状態に進んどるという話ですかね。

○吉村生活環境部次長 ちょっと直接の担当者に聞いてみないと、わかりません。

○山田委員 直接の担当者という、だれになるんでしょう。

○吉村生活環境部次長 クリーンセンターの職員でございます。

○山本委員 先ほど来出ております2月24日の起案書の件ですけれども、県に許可の申請中である自走式スクリーンの問題なんですけど、先ほどお話になりました、要するに2月15日以降、この起案書が出される24日の間に、維新との協議の中で、要するに自走式スクリーンについて申請中であるという、こういうことを維新が言ったというふうに、しかも4月中にはおりるであろうと、今お話されたと思うんですが、それは業者のほうから4月には許可がおりるというふうに言ったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○吉村生活環境部次長 はい、私はそういうふうに聞いた覚えがあります。

○山本委員 このことについて非常に大事な点なんですけど、市としては現在申請中であるかどうかの確認、それから、4月にはその許可がおりるだろうという、このあたりは非常に普通、業者が4月におりるだろうというようなことは、通常考えられないことなんですけど、しかもこの県の設置許可については、かなりの期間がかかるであろうということは言われておりますので、この時点でなかなかその不透明な部分が多いと思うんですけども、市としてはこの点について県に確認をされたかどうか、そのあたりをお尋ねします。

○吉村生活環境部次長 県には確認はしておりません。

○三原委員 維新との交渉は1対1で行われた、だれとだれで行われたんですか。

○吉村生活環境部次長 通常の場合というとおかしいですけど、私と所長補佐と業務支援の2名であったと思います。

○三原委員 すいません、ちょっと名前を言ってください。

○吉村生活環境部次長 吉村、今田、それから浅井、岡本でございます。

○三原委員 それで、もう一度今山本委員が言われた、これも第5回目のときに参考人で来ていただいたとき、私が質問した部分ですけど、もう一度確認しますが、ここに議事録があるんですが、「自走式スクリーンの設置許可について、もうしばらくしたらとれると聞いた」ということでここで記述してありますが、間違いございませんね。

○吉村生活環境部次長 はい。

○三原委員 そのときも、今おっしゃいました今田さん、浅井さん、岡本さんも同席されたということですね。

○吉村生活環境部次長 その4名がそろっておったかどうかというのは、ちょっと覚えておりません。

○三原委員 そろわなくても、だれかほかの方もいらっしゃったということは間違いありませんね。

○吉村生活環境部次長 はい、そうです。

○三原委員 それと、先ほどの土砂の処理方法の部分で変更があったと。そして、所長のほうはほこりがする野島の栈橋近くであり云々、自分の思いもあったということでありましたが、変更にあたってはだれが決定されたわけですか。

○吉村生活環境部次長 ちょっと詳しいことまでは覚えておりません。

○三原委員 それは、現場担当は所長であったと思うんですが、指示がなくて、じゃあ現場で変更ができるということもあり得ることなんですか。

○吉村生活環境部次長 その都度協議しながらということやってまいったと思っております。

○三原委員 すいません、だれと協議をしながらですか。

○吉村生活環境部次長 協議する相手は、株式会社維新でございます。

○三原委員 では、その決定したのは所長ということでよろしいんですか。

○吉村生活環境部次長 ちょっと議事録等を残しておりませんので、私が指示したかどうかというのは、ちょっと覚えておりません。みんなの合意でやったのか、ちょっとそのあたりは不明確でございます。

○三原委員 これは大変多額であり、また大きな工事の変更でありますので、覚えていらっしゃるというのは大変疑問に感じます。

それと、次ですけど、先ほどもちょっと質問がありましたが、人・物・金という廃掃法の中で、これは先ほど前副市長のほうから「現場のクリーンセンターの所長の進言で私

もそのように進めてきた」ということが発言がありましたけども、この人・物・金という部分につきまして、何を根拠に人・物・金でこれを確信持たれたのか教えていただきたいと思います。

○吉村生活環境部次長 これは、前払金をお支払いすることで、そういった手当てができるだろうと、業務がスムーズにいくだろうという判断であったように思います。

○三原委員 今言われたのは、市が前払金を支払うことで「金」という部分が担保できるということですが、人・物についてお尋ねします。

○吉村生活環境部次長 物につきましても、物といえば機械だろうと思いますが、機械の購入かリースかちょっとわかりませんが、そういった手当てをしていただくということだろうと思います。

○三原委員 すいません、よく聞き取れないんです。もうちょっとはっきり、すいません、もう一回お願いします。

○吉村生活環境部次長 物については、機械等、前払金をお支払いすることによって、購入されるのかリースされるのかわかりませんが、そういったことで物については手当てができるんだろうというふうに思います。

○三原委員 人の部分が。

○吉村生活環境部次長 人については、雇い入れができるのではなかろうかと、そういった専門のオペレーターをですね、というふうに思っております。

○三原委員 当然、こういうその委託業務にしても、工事発注にしても経営審査というのがございまして、当然初步段階として経営審査に基づくということが、これ大前提だと私は考えておりますし、そういう関係者の方のお話を聞いても、そういうふうにおっしゃいますけれども、経営審査の内容等については、ちゃんと審査されたわけですか。

○吉村生活環境部次長 経営審査というか、添付資料の中にどういいますか、法人市民税等々のあれがたしか添付するようになっておったと思うんですが、そういったことで判断をしてるのかなというふうに思います。

○三原委員 今私がお尋ねしてるのは、その税金の云々ではなくて、経営審査というのがちゃんと書類がございますよね。ネットでもこの入手できますけど、その点についてちゃんと審査されたかどうかというのを、今お尋ねしております。

○吉村生活環境部次長 これは県の施設の設置許可でございますので、県のほうで当然そういう経営審査があったのではなかろうかなというふうに聞いております。

○三原委員 ちょっと混乱されてるようですが、施設設置のことではなく、発注者は市でありますので、市がどうであったかということをお尋ねしておるんです。その点をお願い

いします。

○吉村生活環境部次長 ちょっとそこまでは把握はしておりません。

○三原委員 すいません、把握をしてないのかははっきりお答えいただきたい。把握をしてないのか、そこは審査してないのか、どちらなのかははっきりお答えお願いいたします。

○吉村生活環境部次長 市の処分業の許可の中にいろいろ添付書類がございます。先ほどそういった法人市民税等々の金額、あるいはそのまた別の書類もございますが、そういったことで判断をさせていただいてるということです。

○三原委員 大変しつこくすいません。私が言ってるのは、経営審査の内容をちゃんと審査されたかということをお聞きしておるんでありまして、今、市の業の手續等の内容であれば、そんなに難しい内容はたしか私も書類もいただいておりますけど、今、所長が言われたように税金の納めてるかどうかという部分だけでありまして、その仕事の業績等というものはなかったかと思います。

私が何度も、これ最後にしますけどお尋ねしたいのは、経営審査をきちんと審査されたのでしょうかということです。

○吉村生活環境部次長 経営審査はどこまで範囲がどうか分かりませんが、例えば資産状況、あるいはその収益の状況、負債の状況等々については、たしか審査は、こういった審査はしてない。そういう意味では、そういった審査はしてないというふうに思っております。

○伊藤委員長 先ほどからの「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行令に定められております条件ですが、人・物・金以外に経験というものがございます。「受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と、この部分については、どのように審査されましたでしょうか。

○吉村生活環境部次長 施設設置のときに、あわせてこれは技術管理者を置く必要があるんですけど、たしか維新の代表で取締役は、たしかその技術管理者をとっておられるというふうに聞いております。この技術管理者は講習を受けるか、10年以上のたしか経験が必要だったように思いますんで、たしかその社長からは10年以上の経験をもってということで、この技術管理者をとったということから、経験があるのではなかろうかなというふうに思います。

○伊藤委員長 もう一度お伺いしますが、施行令第4条では、「受託しようとする業務の実施に関し相当の経験」となっておりますが、この経験を持っておられるということでしょうか。

○吉村生活環境部次長 はい、10年以上の経験があるというふうに聞いております。

○伊藤委員長 確認しますが、一般廃棄物の土砂の処理に関し、経験を持っておられたということですね。会社がですよ、経験というのは、これは受託者ですから、維新がということですよ。よろしいですか。

○吉村生活環境部次長 法人ということでよろしい。

○伊藤委員長 はい。

○吉村生活環境部次長 法人ということで。

○伊藤委員長 法人です。受託者は個人じゃないですね。

○吉村生活環境部次長 そうですね、法人としてはその経験があるかどうか、ちょっとわかりません。

○伊藤委員長 じゃあ、法人としての経験はお調べになってないということですよ。

○吉村生活環境部次長 はい。

○伊藤委員長 はい。ほかございますか。

○土井委員 何点かまずお尋ねしますが、契約書をいただいているんですが、それに災害土砂分別運搬業務仕様書ちゅうのが一緒についてきとるんですが、これは契約書とセットになっているものかどうかを、まずお尋ねします。

○吉村生活環境部次長 はい、そういうことだと思います。

○土井委員 ということは、契約書の一部ということでよろしゅうございますね。

○吉村生活環境部次長 はい、これは、仕様書の部分は、私どもが維新と協議をした中の合意事項を盛り込んだものでございますので、契約書と同等というふうに思っております。

○土井委員 だとしますと、100ミリ、40ミリに仕分けをしてということは、自走式スクリーンのことを言っているように思えるんですね。それでよろしゅうございましょうか。

○吉村生活環境部次長 そうですね、自走式スクリーンで100と40に2回に分けて振り分けをするということだろうと思います。

○土井委員 申請も出してない機械の仕様書での契約というのはあり得ないと思うんですが、けれども、見解をお願いします。

○吉村生活環境部次長 協議を始めた割と早い段階から、自走式スクリーンの今申請をしてる、許可がおりるということでございましたので、それで積算をいたしております。

○土井委員 だから、実はしてなかったということなんですよ、申請を。実はしてなかったんですよ。だから、もう砂上の楼閣じゃないけれども、1からもう崩れてしまうわけなんですけども、それをこういう表現をされてるのは、もうとんでもない話なんですけど、そし

てこのことについては、県に許可申請中であるかどうかということの確認もとおられないということでしたが、だとすれば、向こうの相手業者の言ってることをもううのみというか、100%信じてるということですが、これほど重要なことについて、もう吉村さんも相当長い間公務員をやっていたらっしゃいますが、自分の公務員人生の中でこういう経験というのはありましたか。

○吉村生活環境部次長 経験があったかどうかというのはちょっとわかりませんが、これで計算すれば単価も安くなると、工期も早くなるということでございましたので、こちらのほうで業者と合意をいたしましたので、それで進めさせていただいたということでございます。

○土井委員 いや、そういうことじゃなくて、申請も出してない機械を使ってやると。そして11月1日だということなんですよ。そういうその申請も実は出してなかった。相手の言ってることを信頼して、どんどん起案書の中にも言葉、文言を残し、話を進め、そしてあえて言えば、國吉さんが中山弁護士へのよかったでしょうかという照会の中にも、「県に申請中の」って書いてあるんですよ。だから、僕は中山弁護士にはもう一遍聞かんにゃいけんと思ってるんですけど、「もし、申請が出てなかったらどうするんです」と、「判断は変わってましたか」と聞かんにゃいけんと思ってますが、その部分を僕は聞いているんです。

その実際には申請も出てないものであったんだけど、相手業者の言うことを100%信じて処理をするというようなことを、あなたの長い経験の中でありましたかということをお伺いしてるんです。

○吉村生活環境部次長 経験ということからすれば、ないのかなという。というのが、私土木部門におった経験がございませんので、ちょっとその辺のどういいますか、過去にそういったことはあったかどうかというのは、ちょっとよくわかりませんが、多分ないんだろうなというふうに思います。

○土井委員 私ども4月に入って、4月の頭ぐらいだったと思うんですけども、現地調査をしたときに、スケルトンでもって処理がなされておりました。だとするならば、この土砂災害分別運搬業務仕様書に書いてあるとおりにしてないわけですよ、まだ。ということは、契約違反ではないかなと。そのスケルトンバケットで処理している段階のものは、仕様書に書いてあることをしてないわけで。そのことについてちょっと見解をお尋ねします。

○吉村生活環境部次長 4月の何日でしたですか、この自走式スクリーンの許可をとったというふうに思っておりますが、それまでは施設の許可はないわけですから、スケルトン

とトロンメルと、この１種類で作業を進めておったように思います。

○土井委員　ですから、それは災害土砂分別運搬業務仕様書に書いてないことなんです。１００ミリ、４０ミリで仕分けをしろと書いてある、それは要するに許可をとったものではないと。いや、ごめんなさい、その業務仕様書とは違ったことをしているというふうに解釈をせざるを得ないんですけれどもね。そのことについて、もう一度ちょっと見解をお尋ねします。

○吉村生活環境部次長　ちょっと今手元に仕様書がないんで、どういうことの仕様になっておったかというのは、ちょっと詳しくわかりませんが。

そうですね、県の許可を受けた分別機械により１００ミリと４０ミリのスクリーンを使用し分別するという事になっております。

スクリーンというのが、自走式スクリーンのことを指しているのか、あるいはその編み目のことを指しているのかちょっとわかりませんが、基本的には県の許可を受けた分別機械によって１００と４０にふるい分けをするというふうなことじゃなかろうかと思いますが。

○土井委員　わかりました。國吉さんが中山弁護士に相談をしてるときに、るる書いてあるのと、どうも自走式スクリーンを想定していると。

加えて、あえて言うならば、スケルトンバケットは１基しかないわけで、１００ミリと４０ミリのスクリーンはないわけですね、１つしかないわけですから、１台しか。だから、２つはあり得ないと。だとすると、自走式スクリーンしか想定をしてないと。そうすると、スケルトンバケットでやったのは契約違反だと。

再度見解を求めたいんですけど、時間もありませんから、次、進めさせていただきますけれども、３月２３日、議会の直前に中山弁護士に自分たちがとった措置はよかったかどうかということを照会しておられるわけですが、その照会する具体的な中身については、クリーンセンターのほうでこういうことを聞いてほしいという項目を、法令係のほうに伝えられたのかどうかをお尋ねします。

○吉村生活環境部次長　はい、私のほうで項目を出したと思います。

○土井委員　だとすれば、お尋ねしますが、議決にかけなかったことの是非論、あるいは前払金、保証金をとらないことの是非論、そのことが中山弁護士への照会から欠落してるんですけども、それをわざわざ照会項目から外された理由を教えてください。

○吉村生活環境部次長　外したということではないと思いますが、その時々疑問に感じたというか、確認しておきたいということをたしか項目に挙げておったように記憶しております。

○土井委員 議会でも問題になりそうなら、回答を教えてくださいって中山弁護士に國吉さんは照会をしてるんですが、一番問題になりそうな議決案件かどうかということが照会をされてないというのが、非常に疑問に思うんですが、そのことについては全く頭の中になかったのか。

そして、1億円の前金払までしとるわけで、そしてそれを仮定の話で申しわけないんですけど、万が一あってはならないことですが、トズラされたときにだれが責任持つのかというようなことの上からも、前金払保証金というか、保証制度というのは必ずすべきであるというふうに思いますが、全く照会してほしい頭の中からはなかったということで解釈してよろしいですか。再度ちょっと確認をします。

○吉村生活環境部次長 まず、議決案件かどうかということは、たしか地方財務実務提要ですか、その中に明確にたしか書いてあったような気がしますので、たしかこの点については照会をしたのか、ちょっとよく覚えておりませんが、私の頭の中では財務提要があるねという意識はございました。

弁護士のほうに相談したかどうかというのは、ちょっと今資料がないんで、お答えしようがないんですが、はい。

それと、1億円の前金払の件につきましては、もう多少のリスクはあるんだけど、仕事を円滑に早く進めるという観点から判断だったように思います。

○土井委員 すごく重要な部分について、副市長さんも吉村さんもなかなかちゃんとした回答が返ってないんで、非常にジレンマを感じておるんですが、8月25日に市は処理業の許可を与えて、わずか1週間ちょっとで9月3日には県のほうになぜ許可が要るようにな変わったのかというような照会をしてるんですね。

先ほどの副市長さんは、全くその9月3日の話は記憶にないと。今、吉村さんは、山田技術補佐がやったことで、わしも指示したこともないし、知らんと。しかし、こっからスタートしとるんですよ、実は、すべてが。

ずっと山田補佐が聞かんにゃ、その後、とととととと行っちゃったんですよ。許可が要らんもんじゃろうと思うて、県の。こういう重要なこと全く山田補佐の一存で県に照会をしたということで、と解釈してよろしいかどうか、もう一度確認だけさせてください。

○吉村生活環境部次長 ちょっと山田技術補佐の一存かどうかというのはちょっとわかりませんが、この処理するに当たって、以前はたしかトロンメルもスケルトンもスクリーンも許可が要らんかったけど、どうだろうかとということで問い合わせをしたんではなかろうかというふうに思ってます。

また、市のほうで廃掃法違反があつてはならんということから、県に照会をかけたんだろうと思います。趣旨としてはそういうことだろうと思います。

○土井委員 まことに結構なんですよ、それはね。ただ、それは残念ながら８月２５日以前にしなきゃいけなかったこと。あれから大分たつが、まだそういうことで県の許可は要らないんでしょうねということ、８月２５日以前に照会をしておられれば、何ら問題はなかったんですが、まず要りゃあせんでよというその前提のもとに許可を与えて、そして１週間足らずでええんかいねと、この辺が非常に我々からとったら不自然なんですよ。ですから、なぜこの間に聞かんにゃいけんように変わったのか、その原因がぜひ私は欲しいんですけども、それはもう山田さんに聞かんにゃわからんということですね。

○吉村生活環境部次長 はい、そういうことです。

○土井委員 わかりました、はい。

顧問弁護士に３月２３日に照会されて、３月２５日に回答があつたんですが、その中で我々もどういう照会をされて、どういう回答があつたかということを知っておるんですけども、その中で契約保証金については、３００万円程度はやっぱ取れんかいねというようなことがあつたんですね。

そして、このことについては、副市長さんはそのことというのは頭の中になかったというような話でございましたが、クリーンセンター、担当部局としては、その中山先生から３００万円ぐらいの契約保証金は取るべきじゃないかと、取ったらどねえかいねということが示唆があつたということは御存じですか。

○吉村生活環境部次長 はい、たしか弁護士のほうからそういう話があつたということは承知しております。

○土井委員 それでもってどういう行動をとられましたか。

○吉村生活環境部次長 特にあれはしておりませんけども、契約の後でございましたので、たしかそういった考え方もあるねというようなことを思った記憶はあります。

○土井委員 部長や副市長や市長に、中山弁護士からの回答はこうであつたが、どうしたもんでしょかいという相談はされましたか、上司に。

○吉村生活環境部次長 ちょっとその辺の記憶がございません。

○土井委員 記憶にない。

○吉村生活環境部次長 覚えておりません。

○土井委員 覚えてない。

○吉村生活環境部次長 はい。

○土井委員 したかどうかは覚えてない。

○吉村生活環境部次長 はい。

○土井委員 はい。

最終処分場の第3工区の法律上の土地の用途はどうなってます。

○吉村生活環境部次長 詳しくは調べておりませんが、最終処分場用地ということで、都市計画決定が打ってあるんじゃないかなというふうに思います。これはちょっと確認してみないとわかりませんが。

○土井委員 最終処分場用地であっても、最終処分場としての位置づけはしてないんですよね、まだ。

○吉村生活環境部次長 はい、そういうことです。

○土井委員 石灰まじりの泥ですけれども、産廃として処分をされたわけですから、大久保に運ばれたということですから、俗に言うその大久保というのは、正式な名称はどういう名称ですか。

○吉村生活環境部次長 たしか私ども最終処分場、最終処分場というふうに言ってますけれど、正式に何か別の名前があるのかどうかというのは、ちょっと確認しておりません。

○土井委員 私が持ってる防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行規則の別表によりますと、一般廃棄物最終処分場という言葉が出てくるんですけども、これが大久保でしょうか。持って来るものはガラスくず、陶磁器くず類、しゅんせつ汚泥等、コンクリート類、下水汚泥等、建設汚泥、公共下水道事業及び都市下水道事業の工事に伴う汚泥に限ると、こうあるんですが。

○吉村生活環境部次長 はい、そういうことだと思います。

○土井委員 だとするならば、大久保は一般廃棄物最終処分であるならば、産業廃棄物の持ち込みというのは可能なんですか。

○吉村生活環境部次長 法律、条例にありましたが、ちょっとうろ覚えであれなんですが、いわゆる一般廃棄物とあわせて、その施設に余裕がある場合は、産業廃棄物の処分できると、たしかそういった条項があったように思います。

○土井委員 余裕があるかどうかというのは、大変判断の分かれるところですけども、その根拠法令か条例か知りませんが、お示しを、後日で結構ですから、いただきたいと思います。

築港の協和発酵の泥を現地で処理じゃなくて、現場に持って行くということで、ほこりもするし、それも一つありじゃねというような回答をされたということですが、そういうふうに現地から大久保に持って行って、大久保で処理をしようということの言い出しっぺはどなたでしょうか。

○吉村生活環境部次長 だれが最初に口火を切ったかというのは、ちょっと覚えておりません。

○土井委員 これはどなたに聞けばわかりますかね。

○吉村生活環境部次長 業務支援の浅井は知っておるんじゃないかと思いますが。

○土井委員 ああ、そうですか。

○吉村生活環境部次長 はい。

○土井委員 はい、じゃあ浅井さんに聞きましょう。

それと、この変更はいつごろって言われたのですかね。少なくとも副市長さんは3月25日の最終本会議のときには知らなかったと、契約後初めて知ったみたいなことのあれですが、いつごろその方針決定されたかというのは、具体的な日にちは忘れられました。

○吉村生活環境部次長 はい、ちょっとよく覚えておりません。

○土井委員 それじゃ、契約書上ではどういう処理になっておりますか。

○吉村生活環境部次長 ちょっと今契約書がないんであれなんです、その記述があったかどうか、ちょっとわかりません。

○土井委員 じゃあ、契約書の原案は、起案は今田さんですけども、設計積算は浅井さんなり、今まで言われた岡本さんでしたか、そのあたりがつくつとるんですよね。

○吉村生活環境部次長 はい、そういうことです。

○土井委員 はい。じゃあ、そこで聞きましょう。

契約時までには施設設置の許可を条件にした入札はあり得ないと言いつつ、本件では要するに契約時に、いわゆる申請もしてないもので見込みで契約したわけですね。一方では、市内の業者については、冗談じゃないと。契約入札時にもう申請中、許可が出ちょらんようなものが、やられるかいと言うて、一方ではこういう形をとられた。このことについて、両者の整合性について見解を教えてください。

○吉村生活環境部次長 この随意契約が決まったというか、審議されたのが2月5日の入札審査会のメンバーでの協議だったと思いますが、そのときにちょっと名前は、どなたが発言されたのかわかりませんが、断片的に言えば、いわゆる今現在施設設置の許可を持ってる業者から当たるというか、交渉していくべきではないかなというたしか意見があったように思います。それに従って私どもはそういった施設の設置を持ってるところに当たったと、交渉したということでございます。

○土井委員 次に、その2月補正予算で予算額4億8千万円が全額繰越明許に計上されておるわけですね。招集日が2月25日、議案発送が2月17日、印刷とか等々も含めて相当前に全額繰越は決まつとるんと思いますが、要するに8月19日の環境省の現地調査

時点では、繰越はあり得ないよと言われて、１２月１７日の先日いただいた文書の中でも、年度内完成分しか国庫は来んかもしれんよと、覚悟しちよかんにゃいけんよというような表記がしてあり、ですから、８月１９日の時点で環境省が言われたことも、頭の中にばっさり入っちゃったと思いますが、２月１５日の起案では、もう年度内契約の必要性にもう飛躍してるんですよ。この間、国、県とどのような繰越について交渉をされたか、教えてください。

○吉村生活環境部次長 たしか８月１９日に環境省が来たときには、災害ごみ、災害の瓦れきの処理についてたしか視察、あるいは指導をいただいたというふうに聞いております。土砂については、参考程度に現地を見ていただいたというふうなたしかことであったように思います。

繰越の話は、たしか年が明けて１月１２日、１３日に査定がありましたので、その前にたしか環境省から来られたときに、繰越の話はしてくれるなという話があったように記憶をしております。

○土井委員 いや、ですから申し上げてるんですが、８月１９日の環境省のことは忘れてもいいんですよ。１２月１７日の起案文書というか、方針決定の文書の中で、年度内完成分しか国庫が来ないかもしれんと、覚悟しちよかんにゃいけんよ。要するに、その年度内完成が条件ですよ。だから、８割しかできちゃらんかったら、８割分の国庫しか来ないと。そこまで覚悟しときなさいよと、１２月１７日の文書には書いてあるんですよ。だから、年度内完成があくまで前提条件であるということは、もう８月１９日が云々ということは別にしても、インプットばっさりされておることなんですよ。

そして、１月１３日は年度内完成が前提で、かつ指令前着工もオッケーよという条件下で、国に繰り越させてくれということは言うちゃいけんよと、当り前の話じゃろうと私は思うんですが、それが２月１５日の起案では、もうそんなことは抜きにして、とにかく年度内契約しちよきや前金払の１億円だけでもオッケーよと、執行率は実際の泥は一つも動いちゃかんでもオッケーよというふうに、要するに契約だけ年度内に終わるときゃオッケーよというふうに、ころっと変わってるんですよ。

その、ころっと変わる間、何があったか、国あるいは県とか、そういうものに対してどういう働きかけをし、どういうことであったかということをお教えくださいと申し上げてるんです。

○吉村生活環境部次長 未契約繰越のことでしょうか。

○土井委員 いや、今お伺いしてるのは、２月１５日か１６日じゃったか、その起案文書では年度内契約の必要性が述べられておるんですよ。だから、年度内完成が１月１３日

ぐらいまではあって、２月１５日にはもう年度内に契約だけ形だけでも済ませばいいというふうに、かなり形が変わって、考え方が変わってきてる。年度内完成じゃなくて、年度内契約だけで国は国庫補助金をくれるでというふうに考え方は変わったんだと思うんですよ。だから、その間に国、県とどういう交渉をされたかということをお尋ねしてるんです。

○吉村生活環境部次長 年度内完成という文言を使ったのは、たしか災害廃棄物というか、いわゆる瓦れきですね、災害ごみに対する指導ではなかったかなと。これは年度内完成が原則ですよと。

それから今、年度内の契約については、災害土砂というふうに私は認識しておるんですが、勘違いかも知れませんが、そういったことだろうと思います。

○土井委員 すいません、１２月１７日の起案ですね、市長まで通ってる甲決裁の３枚目、４枚目あたりに、「土砂分別業務委託の方針」という中にあって、そのナンバー４に、「今後の方針について」の②で、「土量全部を分別すると、繰越になるのは確実と思われるが、繰越を前提とした災害査定には、県、国とも難色を示している」と。現在、工事がおくれた理由書を県、国に送って検討してもらっているが、最悪の場合は、今年度中にできるだけの工事量しか査定がつかない可能性もある」と。

「査定で①の金額が削減された場合や、繰越分が削減された場合は、やむを得ない。委託料の不足が生じた場合は、単費で補うことになる」と、こういうふうに書いてあるんですよ。

ですから、分別ごみとか、そういうことじゃなくて土量ではないかと私は申し上げてるんでございます。何か意見があればお伺いしましょう。

○吉村生活環境部次長 特にはございません。

○伊藤委員長 意見を求めないでください。

○土井委員 意見はないということですか。

○吉村生活環境部次長 はい。

○土井委員 はい。

○伊藤委員長 意見を聞いちゃだめです。

○土井委員 考え方。

○伊藤委員長 尋問をしてください。うん。

○土井委員 考え方はありません、はい。

議決事項ではないという判断ですけれども、これはどなたがなされたのかわかりますか。要するに、先ほど副市長さんにお伺いしたら、これは委託料だからと、工事請負費ではな

いからという話だったんですが、工事であれば委託料であろうと何であろうと、付議案件になるわけですが、このことについてこれは工事ではないということで、議決事項ではないと。最終判断はもう一度、先ほど副市長にも聞くのは聞いたんですけども、もう一遍ちょっと所長さんにも確認をしたいと思います。

○吉村生活環境部次長 そうですね、先ほど申し上げたかと思いますが、地方財務実務提要进行を参考にさせていただきました。この中に土砂の分別という、たしか明確な項目があったかどうか、ちょっと覚えておりませんが、これに似たようなたしか質疑があったように思います。委託料で支払うのが適当でしょうという、たしか記述があったように思いますので、それに基づいてやっております。

○土井委員 委託料で払うことについては、当たり前なんですよ。本来、市がやらんにゃいけん業務を業者に頼むんですから、委託料なんです、これは。ただ、仕事の内容が工事かどうかということが問題なんですよ。それは実務財務提要进行を見ていただいてもわかりますが、同じ委託料でも航空写真を撮って、その写真を持っておいでと言うたら工事じゃないんです。ところが、その写真を加工して持っておいでと言うたら工事になるから、事件議決の対象になりますよというところまでなっとるんです。

あくまで、そして防府市の例でいいますと、勘場川の改修についてはJRに委託をしました。委託料ですよ。委託料ですけども、中身が工事だから事件議決にかかっているんです。議会の議決にかかっているんです。だから、委託料かどうかということが問題ではなくて、仕事の中身が工事に類するものか、類さないものかということが問題なんです。その辺はどう考えておられますか。

そして、もう一つお伺いするのは、かなり自信を持っておられますが、このことについて少しでも不安があって、国や県にこういう事例の場合、どうでしょうかと、かけなくてもいいでしょうか、どうかということをお尋ねします。

○吉村生活環境部次長 これも地方財務実務提要进行の中にあったと思うんですが、いわゆるものをつくって引き渡す、ものを完成して引き渡すというような業務ではないんで、例えばAのものをB、C、Dというふうに分ける業務であるので、これは業務委託ではなかろうかなというような判断もしたわけです。

それから、弁護士あるいはここに問い合わせたかどうかという、ちょっと今よく覚えておりません。

○土井委員 繰越明許で繰越理由が「事業関係者との調整に不測の日数を要したため」と、こういうふうになっとるんですけど、まだ2月17日に議案送付がされたときには、まだ調整に要したじゃなくて、まだ要しつつあるところですが、そこで予算繰越に関する国と

の協議は、何月何日にあったかだけ教えてください。

○吉村生活環境部次長 ちょっと私はよく覚えておりません。

○伊藤委員長 よろしいですか。

○土井委員 防府市の場合は、財政課が一括して国と調整をしてるというシステムですかね。それとも各部が、土木は土木、農林は農林でやっておるんでしょうかね。だから、各部でやっておるんだったら、古谷部長に聞きやわかる話ですから、それでも結構なんです。覚えてないのか、クリーンセンターはタッチしてないちゅうどっちです。

○吉村生活環境部次長 ちょっと私はここら辺のところは詳しくないんで、ちょっと、はい、すいません。

○土井委員 これまた重要なところですが、その県との交渉する過程、交渉ちゅうか、最初10月の16日に話す中で、施設設置許可には半年から1年を要するというふうに、県は少し時間はかかるいねと言われたら、もう市役所のほうは半年から1年ということがぽつと頭の中にインプットされて、ずっとそれがきとったんですが、県のほうは時間はかかるよと言われたことを、イコール半年から1年というふうにインプットされた根拠、理由があれば教えてください。

○吉村生活環境部次長 私も10月16日を皮切りに、何回か県のほうへこういったことの問い合わせをしておりますが、10月の16日防府健康福祉センターに行ったときには、長期間を要すると言われたのちょっと記憶にないんですが、総体的に私の思いを申し上げますと、県の交渉の中では、長期間を要するというふうなたしかお答えであったように思います。1年と半年というのが、その協議の中で出たのか、ちょっとよく覚えておりませんが、協議録を作成するにしても、結果しかちょっと書いてないもんですから、その途中でこういった会話、流れできたのかというのはわかりませんが、要するに、長期間を要するねということだったように思います。

それと、2月2日にお伺いしたときは、環境アセス、ミニアセスのことだろうと思いますが、1カ月程度でできるんではなかろうかというふうな、たしか県の見解だったように思います。許可までは1カ月かちょっとわかりませんが、何かそういったことの話があったように思います。

○土井委員 いや、最初から1カ月だったから見やすい話で、多分やっとならなうかと思いますが、半年から1年というように解釈をしてしまったから、これまた大変なことに実はなっただけで、実は大変大事なんですけどね。

行政手続法では、標準処理日数とかいうものを書いてあると思うんですけども、その標準処理日数ではどうなっちゃうかちゅうのは、えらい半年や1年っちゃ県は長い、そね

えかかるんですかちゅうようなことは、県には照会はされなかったんですね。あるいは、行政手続法による標準処理日数は御存じですか。

○吉村生活環境部次長 標準処理日数というのは、ちょっと存じておりません。

○土井委員 最後に１点だけお尋ねしますが、私からしたら大変この１者随契というのは、疑問点の多い、と申しますのは、まだ申請もしちゃらんようなもので、それこそ耳かきのような機械を使って処理をして、そのうちとれるかもしれない、もので実は申請もしなかったんじゃないけども、契約をしたと。それができるのであれば、市内業者の育成ということを、市内業者に発注すれば税金でも返ってくるわけですから、例えば５トン以上であれば、県の設置許可が要るわけですけども、５トン以下であれば設置許可は要らんわけですよ。

それでもって、契約をさせて、維新と同じように早うに大きな自走式スクリーンの許可とりなさいと。とったら、それに変更契約をしてやろうねというようなことは、だから維新と同じ方法は、市内業者に対して発想というのは、全く浮かばなかったかどうかをお尋ねします。

○吉村生活環境部次長 これは維新と同じ方法になるのか、ちょっとわかりませんが、当時、施設設置の許可を持ってるところから交渉に当たろうということで、たしか２月５日の指名審査会のメンバーによる協議の中では、そういうことがありましたので、私どもはそういうふうな手続をとらせていただいたということです。

○土井委員 いや、ですから、５トン以下であれば施設設置許可はなくてもいいわけじゃから、と申し上げているんですよ、実は。

それで一応発注をして、その間に大きい機械の設置許可をとればいいわけで、ということを上げてるんですが、今では答弁になってないような気がします、とりあえず終わらしましょう。

○重川委員 ２月１６日から維新と協議に入ってるしゃいますよね。それで、先ほど三原委員のほうから、その協議の場にどなたがいらしゃったかということで、吉村さん、今田さん、浅井さん、岡本さんというお名前が出ました。それで、相手方は前に言葉があったと思うんですが、これは以前にですね、相手方は維新の社長さんだというふうなことを聞いたと思うんですが、維新さんからおいでになった方は、どなたがおいでになったんですか。

○吉村生活環境部次長 社長お一人だったと思います。

○重川委員 それで、３月１０日までですかね、協議を重ねていらっしゃいます。それで、この回数はどれぐらい回数を重ねられたんでしょうか。

○吉村生活環境部次長 私の記憶では、五、六回だったと思います。

○重川委員 それで、その中でいわゆる処理期間とか、あるいは金額の問題、それから使用する機械の問題、あるいは処理する人の問題、こういうことも出たと思うんですよね。それで合意されて、契約内容に至ったと思うんですが、その辺の五、六回という、いわゆる記録というものはとってらっしゃるんですか。どういうことを、この日にはこういうメンバーで協議しましたよというのは。

○吉村生活環境部次長 私はとっておりません。

○重川委員 ということは、役所サイドではその記録は一切協議の内容はないということでしょうか。

○吉村生活環境部次長 個人的メモというか、私はとっておるだろうと思います。私はちょっとそのあたりのどういいますか、技術的なことがわかりませんので、記録はしていませんけれど、担当者のほうでは何がしかのメモはあるんじゃないかなというふうに思っております。

○重川委員 はい、今の質問はいいです。

じゃあ次、いいですか。21年の12月の17日の甲決裁があるんですが、流出土砂の処理についてということですね。そのとき、分別業務委託の方針というのが、12月15日の会議で承認したという、その方針の中の3ページの④で、査定は機械8セットを配置して設計するんだと。それで、工期は180日で行うんだと。そして、それに使う機械はスケルトンと人力であると。

しかし、現場等の状況を見て、実現可能な機械配置とするというふうに書いてありますよね。その意味というのは、どういうことなんでしょうか。

○吉村生活環境部次長 この当時は、まだ施設の設置許可はもう判断が出ておりまして、私どもの方針としては、スケルトンと人力でいくんだということで進んでおりました。

この4カ所については、4カ所分割発注ということで、それぞれ分けて発注をしようというようなことで、それぞれ機械を、たしかスケルトンだったと思いますが、2台ずつ100と40で、その2セットで4カ所で8セットという、たしか計画であったように記憶しております。

○重川委員 私がちょっとお尋ねしたのは、そのスケルトン、そういうものを8セットということでこれには書いてあります。しかし、この後段、ちょっと今ページあけておりませんが、ですが、現場の状況によって実現可能な機械配置とするという、その意味ですよね。実現可能な機械配置とするという意味はどういうことなのかということです。

○吉村生活環境部次長 ちょっと詳しくは記憶をしておりませんが、スケルトン、人力で

あれば施設の設置許可は不要だということでやっておりましたが、トロンメルあるいはロータリースクリーン等々の許可があれば、またそれによってそういった許可がとれば、そういったことで考えると、いわゆる工法等も考えるということではなかろうかというふうに推察をします。

○重川委員 それと、2月24日の乙決裁では、自走式スクリーンで処理するという言葉が出てるんですね。しかしながら、今度はその3週間後の3月10日の甲決裁、いわゆる契約を締結するときでは、その自走式スクリーンじゃなしに、ロータリースクリーンとスケルトンバケットという言葉が出てきてるんですね。その辺前段で自走式スクリーンという言葉が出てきて、また2週間ですか、後に契約時点の言葉ではそのスケルトンバケットと、こういう言葉が出てくるんですが、その辺はいかがなのかということです。

○吉村生活環境部次長 2月24日乙決裁、これはちょっと手元に資料がないんで、ちょっとどういうことだったのかなというのがわかりませんが。

○伊藤委員長 証人、記憶にあることだけで結構ですからね。調べて答えられるということとはされる必要ございませんので。

○吉村生活環境部次長 ちょっとよくわかりません。はい、すいません。

○伊藤委員長 はい。重川議員、よろしいですか。

○田中健次委員 すいません。前の参考人のときにですね、ほかの委員さんがお聞きしてちょっと回答の主旨が若干不明確だった点がありますので、ちょっとお答えいただきたいんですが、県と市のやりとりで、県のほうはスケルトンはグレーゾーンなので具体的な処理計画を持って相談するよう指導ということで、1回目が10月16日防府保健所で協議の時だと。

2回目が、同じく防府保健所で11月2日目の時に、具体的な処理計画の提出を指導、この2回は口頭であったと。12月1日に、例のメールで文書指導が3回目があったというふうに県のほうは言ってるんですが、そういう形でグレーゾーンなので、処理計画提出というような認識であったのかどうか、ちょっとそれについて。それとも、これは別のその補助の関係のそういう話であるという認識だったのか。

○吉村生活環境部次長 10月16日は、私とたしか法令の國吉が参って相談したと思いますが、いろいろこの中で協議をしております。

最終的に、じゃあ、トロンメルについてもスクリーンについても施設として判断をしたというようなことがありましたので、じゃあ、私どもとしてはどういう機械でやりゃいいんかと、どういう機械で処理をしたらいいんかという回答の中に、たしかスケルトンプラス人力でやられたらどうですかと。スケルトンバケットをもって施設と判断するのはちょ

っと無理があるねというような、たしか結論だったように思います。

それから、12月1日のこのメールでございますが、当初私も文書で来たというふうに勘違いをしておりますいろいろな騒がしましたが、その内容を見ますと、かなり詳細な、どう言いますか、計画について回答するようというようなことがございました。

例えば、全体の量はどうなんだと、分別する場所はどうなんだと。分別する機械はどういうものを使うんだ、業者はだれかというようなたしかメールであったように思います。

たしかあのときは、まだ業務支援が来ていない段階でありましたので、私どもとしてはそういった積算とかいったことについて何ともしがたいということで、たしか山田技術補佐のほうから、じゃあ、健康福祉センターでそういった旨の回答しとこうというようなことであったように記憶をしております。

以上です。

○田中健次委員 今のお話だと、要するにグレーゾーンの有無を判断するためのその処理計画の提出と、そういう認識はなかったということになるわけですかね。

○吉村生活環境部次長 私が聞いた範囲ではグレーゾーン、いわゆる白とも黒とも判断をしていないということですからグレーゾーンで、いわゆるスケルトンと人海戦術でやりなさいよというような言い方であったように思います。

○伊藤委員長 よろしいでしょうか。

この際お諮りいたします。ただいまより秘密会で調査をいたしたいと存じます。秘密会の開会については、討論を行うことが認められておりません。これより秘密会とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは採決を行います。秘密会とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○伊藤委員長 はい、結構です。賛成多数と認めます。

それでは秘密会といたしますので、議員、事務局、職員以外の方は御退場を願います。吉村証人はおってください。

〔秘密会開催〕

〔秘密会解除〕

○伊藤委員長 以上で吉村生活環境部次長に対する尋問は終了いたしました。吉村生活環

境部次長におかれましては長時間ありがとうございました。御退席して結構でございます。
ありがとうございました。

〔吉村生活環境部次長 退室〕

○伊藤委員長 それでは、ここで５時まで休憩いたします。

午後４時５０分 休憩

午後５時０５分 開議

○伊藤委員長 それでは休憩を閉じて委員会を再開いたします。

７月２３日の委員会の決定により、ただいまより秘密会で調査を行います。それでは、
議員、事務局職員以外の方は御退場を願います。

〔秘密会開催〕

〔秘密会解除〕

○伊藤委員長 以上で本日の調査についてはすべて終了いたしました。これをもって委員会を散会いたします。

次回の委員会は、８月９日月曜日午前１０時から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。
皆様御起立願います。お疲れさまでした。

午後５時５５分 散会

防府市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２２年８月５日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊 藤 央